

中間市第3次障害者基本計画

(平成29年度～平成35年)

平成29年3月

中 間 市

ごあいさつ

市民の皆様には、日頃から市政に対するご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、国においては、平成23年の「障害者基本法」の一部改正、平成24年には「障害者優先調達法」の成立と「障害者虐待防止法」の施行、平成25年には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正され、障がいの範囲に難病患者等が追加されることとなりました。さらには、平成28年に「障害者差別解消法」が施行される等、ここ数年で、あらゆる国内法が整備され、障がい者福祉関連施策については大きく変化しております。

本市におきましては、平成18年度に平成28年度までの10ヵ年を対象とする障がい者福祉の基本施策をまとめた「中間市第2次障害者基本計画」を策定し、平成27年度には平成29年度までの3ヵ年を対象とする障害福祉サービス等の具体的な施策の提供体制の確保等を掲げた「中間市第4期障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進を図っているところです。

こうした状況を踏まえ、「共に生きる福祉のまち なかま～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～」を基本目標とし、障がいの有無に関わらず、市民の皆様がお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指すため、平成29年度から平成35年度までの7ヵ年間を対象とする「中間市第3次障害者基本計画」を策定いたしました。

今後は、基本目標の実現に向け、様々な障がい福祉施策を積極的に推進していくと共に、市民の皆様や関係団体等と一体となって本計画を推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただいた中間市第3次障害者基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

中間市長 **松下 俊男**



— 目 次 —

第Ⅰ章 計画の策定について	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格	3
3. 計画策定の方向性	3
4. 計画の範囲と目的	4
5. 他の行政計画との関係	5
6. 計画の期間	5
第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1. 人口・世帯数の推移	7
2. 相談件数	8
3. 雇用率の推移	9
4. 手帳所有者等の推移	10
5. 関係団体等	17
第Ⅲ章 障がい福祉に関するアンケート調査結果抜粋	19
第Ⅳ章 施策の体系と基本計画	33
計画の体系図	33
基本指針1 障がいを理由とする差別の解消の推進	35
(1) 差別の解消に向けた広報・啓発活動	35
1) 広報活動の促進	35
2) 障がい者理解の促進	36
3) 情報のバリアフリー化	37
(2) 権利擁護の推進	38
1) 権利擁護の推進	38
(3) 交流活動の充実	39
1) 交流活動の充実	39
基本指針2 雇用・就業機会の推進	40
(1) 総合的な就労支援	40
1) 就労の場の充実	40
2) 公共機関等との連携	41
3) 障がい特性に応じた就労支援	41
(2) 雇用機会の拡大	42
1) 職業訓練・相談	42
2) 事業主の理解促進	43

基本指針3	教育等の充実	44
(1)	インクルーシブ教育システムの構築	44
1)	インクルーシブ教育システムの構築	44
(2)	教育環境の整備	45
1)	幼児教育の充実	45
2)	学校教育の充実	45
3)	生涯学習の充実	47
(3)	スポーツ・文化活動の推進	48
1)	スポーツ・文化活動	48
2)	ボランティア活動	49
基本指針4	安心できる生活基盤の整備	50
(1)	公共施設・機関の整備	50
1)	移動・交通手段の整備	50
2)	公共施設等のバリアフリー化	51
(2)	住宅環境の整備	52
1)	住宅環境の整備	52
基本指針5	保健・医療の充実	53
(1)	障がいの原因となる疾病の予防・治療	53
1)	早期発見・早期治療	53
2)	正しい知識の普及	54
(2)	障がいに対する適切な保健・医療サービス	55
1)	各種サービスの充実	55
2)	機能回復訓練事業の充実	56
(3)	精神保健施策の充実	57
1)	精神保健施策の充実	57
基本指針6	生活支援のための環境づくり	58
(1)	相談支援体制の構築	58
1)	相談場所の確保	58
2)	人材の育成	59
(2)	多様なサービスの提供	60
1)	訪問・通所系サービスの充実	60
2)	福祉用具の普及と利用促進	60
3)	その他サービスの充実	61
(3)	経済的負担の軽減	62
1)	経済的負担の軽減	62
(4)	コミュニケーション支援	64
1)	情報アクセシビリティの向上	64

基本指針 7 安全・安心対策	65
(1) 防災・防犯対策の推進	65
1) 防災対策の推進	65
2) 防犯対策の推進	66
基本指針 8 行政サービス等における配慮	67
(1) 行政職員における障がい者理解の促進	67
1) 行政職員における障がい者理解の促進	67
(2) 選挙等における配慮	68
1) 選挙等における配慮	68
第 V 章 計画の推進体制	69
資 料 編	71
中間市障害者基本計画策定委員会条例	71
中間市第 3 次障害者基本計画策定委員名簿	73
中間市第 3 次障害者基本計画策定委員会開催経過	74
諮問書	75
答申書	76
用語の解説	77

第 I 章 計画の策定について

第Ⅰ章 計画の策定について

1. 計画策定の背景

国における近年の障がい者をめぐる施策については、平成14年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、各分野において着実な取組が進められてきました。

その後、平成16年には「発達障害者支援法」、平成17年には「障害者自立支援法」、平成18年には「障害者雇用促進法」の改正などが制定されています。

また、平成18年の国際連合において「障害者権利条約（「障害者の権利に関する条約」）が採択され、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約としました。わが国においても、障がい者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、障害者権利条約の意義を認め、積極的に参加してきました。平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めた結果、平成26年1月に同条約を批准することにより、国内法としての効力を発することになりました。

国内法の整備の内容としては、平成23（2011）年の障害者基本法の改正において「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、平成24年には3障がいに加えて難病患者も対象となる「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が制定され、平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定されました。また、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」などが制定されました。

本市では、平成18年度に障がい者のための計画的な推進を図ることを目的として「中間市第2次障害者基本計画」を策定し、10年間の障がい者施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進してきました。この計画期間が平成28年度で終了するところから、平成29年度から平成35年度までの7年間の障がい者施策としてあらたな計画とするものです。

■近年の障がい者施策の主な歩み

平成	月	内 容
18	4	・「障害者自立支援法」の施行（同年10月に完全施行）
	12	・「バリアフリー法」の施行 ・法の円滑な運営のための特別対策（①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置）
19	9	・「障害者権利条約」に署名（平成26年1月批准）
	12	・「障害者自立支援法」の抜本的な見直しに向けた緊急措置（①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）」
20	12	・社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
21	3	・「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」の国会提出 → 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
	9	・連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
22	1	・厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士との基本合意 ・障がい者制度改革推進会議において議論開始
	4	・低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 ・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
	6	・障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定）
	12	・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（議員立法）が成立
23	7	・「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立
	8	・「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の取りまとめ
24	6	・「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立 ・「国による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（※「障害者優先調達推進法）」（議員立法）が成立
	10	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（※「障害者虐待防止法）」の施行
25	4	・「障害者総合支援法」の施行（翌年4月に完全施行）
	6	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（※「障害者差別解消法）」が成立 ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立
	9	・「第3次障害者基本計画」の公表
26	1	・「障害者権利条約」の国会承認
	4	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年4月施行）
	5	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立
27	1	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行
28	4	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行

2. 計画の性格

この計画は、21世紀初頭に達成すべき中間市の障がい者施策推進の基本的方向や目標を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

この計画は、「元気な風がふくまち なかま」を基本理念とした「中間市第4次総合計画（実施計画）」に沿って、策定します。

3. 計画策定の方向性

（1）基本目標

本計画の基本目標は、障がいのあるないに係わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会をめざすことにあります。

地域では、様々な人が暮らしています。誰もが参加、参画できる共生の地域社会は、その地域に暮らしている人たちがお互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことで実現できます。

全ての障がい者に、その人らしく生活できる権利を保障し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会を与えることが大切です。障がいを理由とした一切の差別を許さないという認識の共有こそ最優先されるべき重要な課題です。

障がい者の地域社会への参加、参画を促進するためには、障がい者の活動を制限し、地域社会への参加を制約している要因を取り除き、障がい者が自らの能力を十分に発揮できる社会資源の確保が必要です。市民の誰もが障がいのあるないに係わらず、安全かつ安心して生活できるよう、地域社会の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成など、多様面にわたる社会のバリアフリー化を推進しながら、全ての障がい者の自立と社会参加の実現をめざします。このような考えをもとに、本計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標

共に生きる福祉のまち なかま

～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～

(2) 基本指針

本計画の基本目標「共に生きる福祉のまち なかま」に基づき、以下の基本指針をまとめました。

- 1 障がい理由とする差別の解消の推進
- 2 雇用・就業機会の推進
- 3 教育等の充実
- 4 安心できる生活基盤の整備
- 5 保健・医療の充実
- 6 生活支援のための環境づくり
- 7 安全・安心対策
- 8 行政サービス等における配慮

4. 計画の範囲と目的

計画の範囲は、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等多岐にわたっています。また、計画策定の目的は、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）および難病患者等と、すべての市民がノーマライゼーションの社会を実現することにあります。

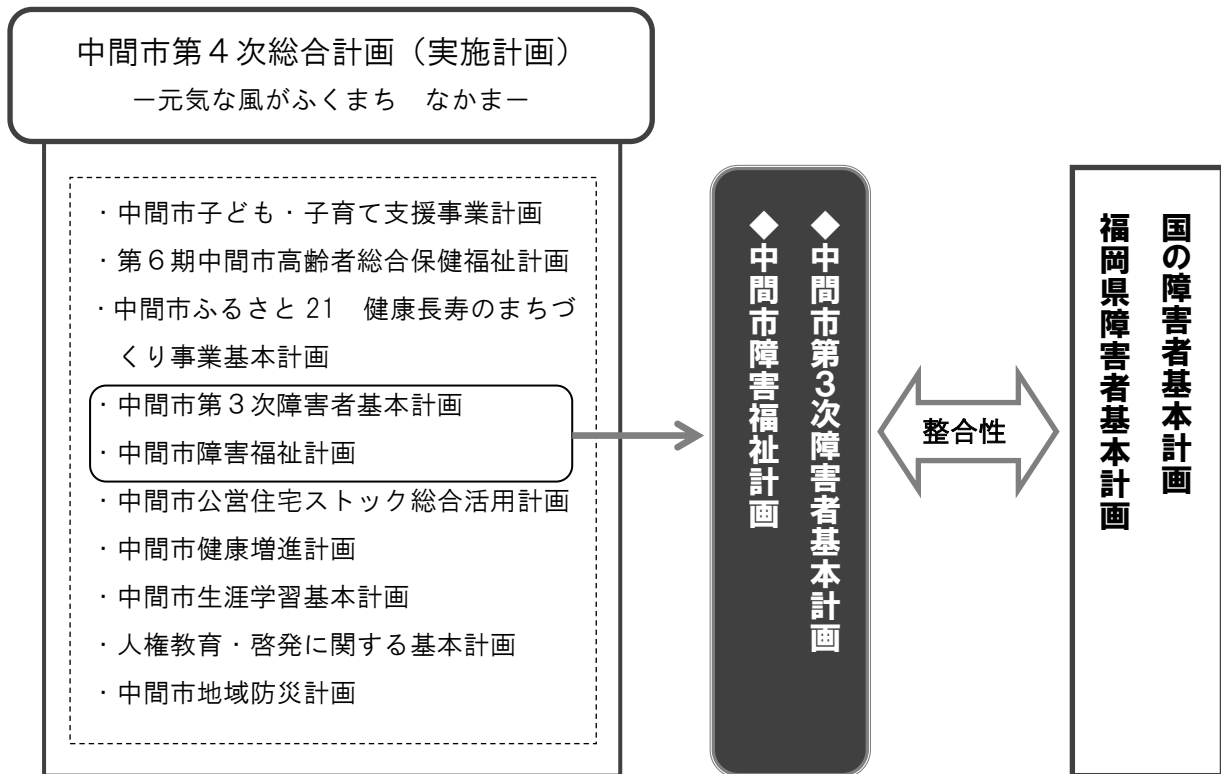
計画の対象者は、障がいはすべての人に係わることであるという考え方に基づき、「すべての市民」とします。

- ◆本計画は、※障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- ◆『中間市第4次総合計画（実施計画）』における「生涯にわたる保健・医療・福祉の充実」とした基本計画のひとつとして位置づけ策定します。
- ◆市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、関係企業・各種団体などが、障がいに対する理解を深めながら自主的かつ積極的な活動を推進するための指針となるものです。

※市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

5. 他の行政計画との関係

本計画は、国および福岡県の障害者基本計画の主旨を踏まえ、中間市第4次総合計画（実施計画）、中間市子ども・子育て支援事業計画、第6期中間市高齢者総合保健福祉計画など、他の障がい者施策に係わる諸計画との整合性が図られたものとします。



6. 計画の期間

本計画は、平成29年度（2017年）から平成35年度（2023年）の7カ年計画とします。ただし、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成29年度 2017年	平成30年度 2018年	平成31年度 2019年	平成32年度 2020年	平成33年度 2021年	平成34年度 2022年	平成35年度 2023年
中間市第3次障害者基本計画（平成29年度～平成35年度）						
中間市第4次総合計画（実施計画）		中間市第5次総合計画（予定）				
中間市障害福祉計画						
（4期）		（5期：予定）		（6期：予定）		

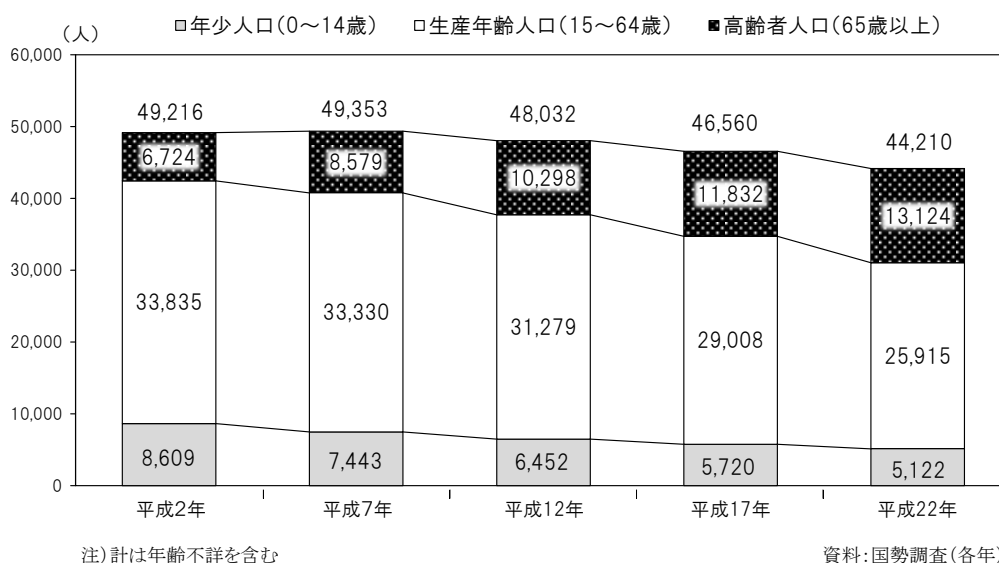
第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く現状

第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口・世帯数の推移

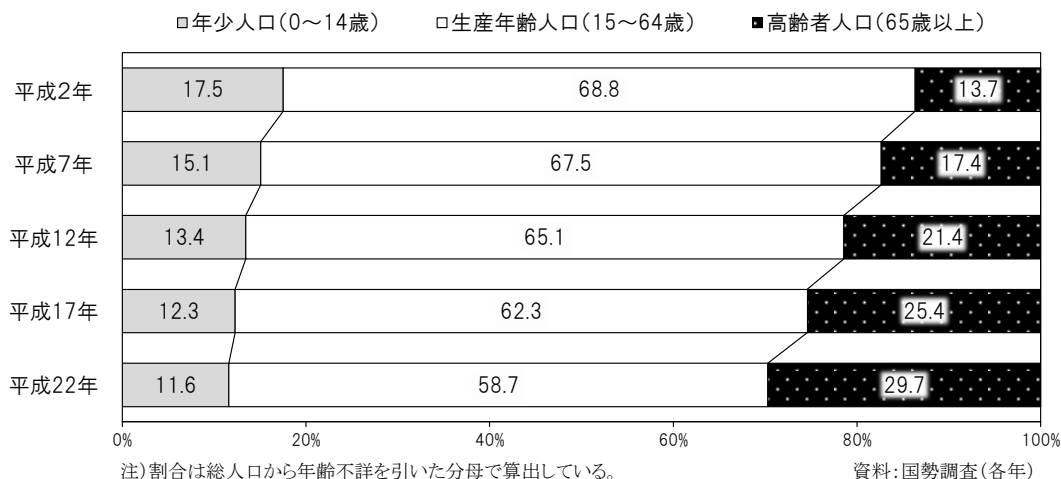
本市の総人口は、平成22年9月末現在で44,210人であり、減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

図表Ⅱ－1－1 総人口の推移



人口の推移を年齢3区分別の構成比でみると、高齢者人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。高齢者人口の割合は20年間で2倍以上となっています。

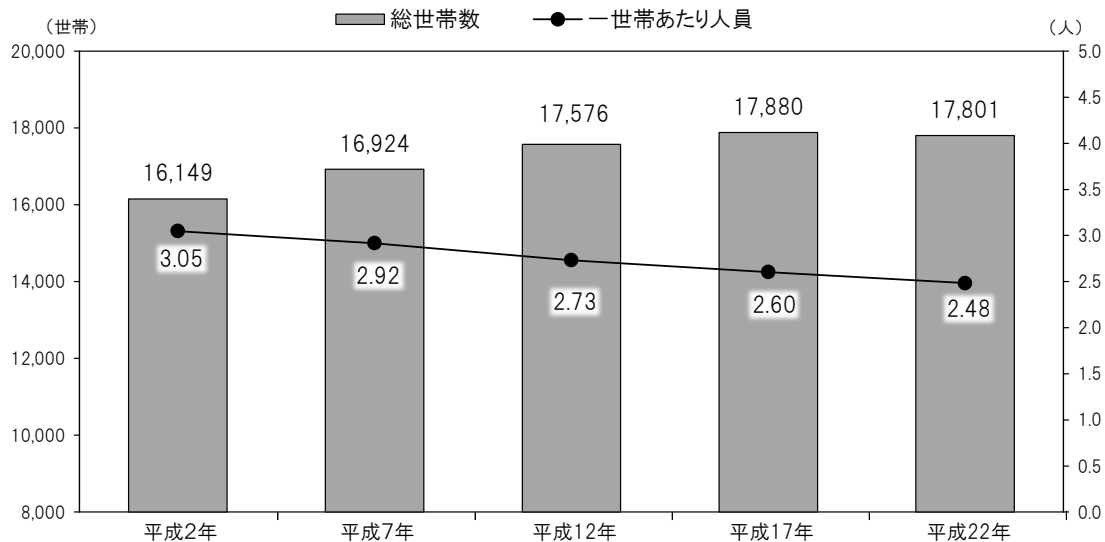
図表Ⅱ－1－2 年齢3区分別人口構成の推移



本市の総世帯数は、平成 28 年 9 月末現在 17,801 世帯であり、平成 17 年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年に減少に転じています。

一世帯あたり人員は一貫して減少しており、世帯の少人数化の進行がみられます。

図表Ⅱ－１－３ 総世帯数・一世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査(各年)

2. 相談件数

宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内で相談支援を利用している障がい者等の人数をみると、平成 27 年 3 月末現在で 1,549 人となっています。

また、相談内容をみると、平成 28 年度 7 月末現在においては「社会復帰」に関する相談が最も多くなっています。

同様に中間市についてみると、相談件数は増加傾向にあり、相談内容は管内と同様に「社会復帰」が最も多くなっています。

図表Ⅱ－２－１ 相談支援を利用している障がい者等の人数

(単位:延べ件数)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内福祉	中間市	197	157	288	180
	宗像市	440	620	493	290
	福津市	239	334	380	106
	芦屋町	42	47	65	8
	水巻町	277	155	107	73
	岡垣町	328	304	145	70
	遠賀町	124	69	71	53
計		1,647	1,686	1,549	780

資料:宗像・遠賀保健福祉環境事務所(各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在)

図表Ⅱ－２－２ 管内の相談内容（延べ件数）

（単位：延べ件数）

		社会復帰	老人精神	思春期	アルコール	薬物シンナー	その他嗜好	心の健康	ひきこもり	その他*	計
宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内	中間市	11	10	0	2	1	0	6	0	150	180
	宗像市	64	13	0	2	0	3	24	10	174	290
	福津市	24	0	1	0	0	1	11	0	69	106
	芦屋町	2	0	0	0	0	0	0	0	6	8
	水巻町	8	0	0	1	4	0	1	0	59	73
	岡垣町	17	1	0	3	36	0	2	0	11	70
	遠賀町	6	0	0	0	0	0	4	0	43	53
計		132	24	1	8	41	4	48	10	512	780

注)「その他」の主な内容は、障害者手帳の交付(更新)、福祉サービスの問い合わせ、入院・通院先の病院の照会、家庭内暴力など。

資料:宗像・遠賀保健福祉環境事務所(平成28年7月末現在)

図表Ⅱ－２－３ 中間市における相談内容（延べ件数）の推移

（単位：延べ件数）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
中間市	社会復帰	35	51	69	11
	老人精神	16	8	5	10
	思春期	0	0	0	0
	アルコール	23	3	2	2
	薬物シンナー	27	28	1	1
	その他嗜好	8	2	0	0
	心の健康	26	9	1	6
	ひきこもり	2	2	9	0
	その他*	60	54	201	150
計		197	157	288	180

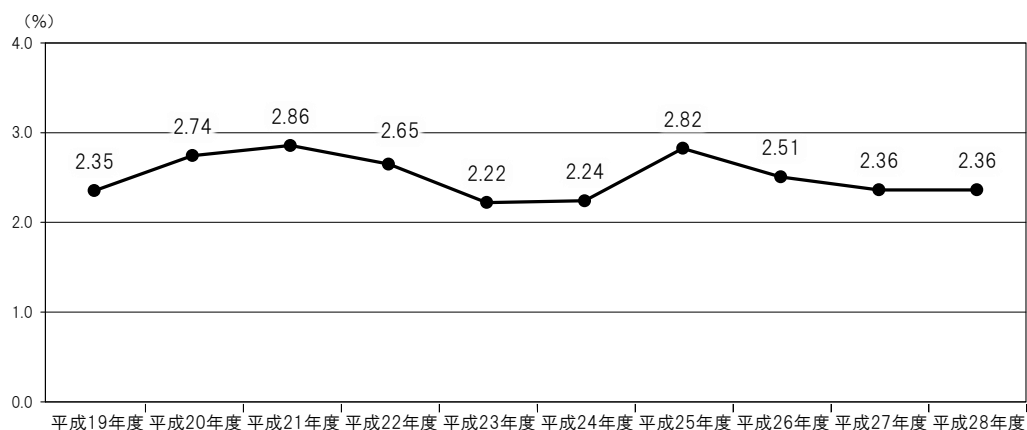
注)「その他」の主な内容は、障害者手帳の交付(更新)、福祉サービスの問い合わせ、入院・通院先の病院の照会、家庭内暴力など。

資料:宗像・遠賀保健福祉環境事務所(各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在)

3. 雇用率の推移

平成28年6月1日現在における本市の行政機関における障がい者雇用率は2.36%で、平成19年度から同程度を推移しています。

図表Ⅱ－３－１ 市の行政機関における障がい者雇用率の推移



注)「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づき厚生労働大臣に通報している障がい者雇用率を記載

資料:総務課(各年度6月1日現在)

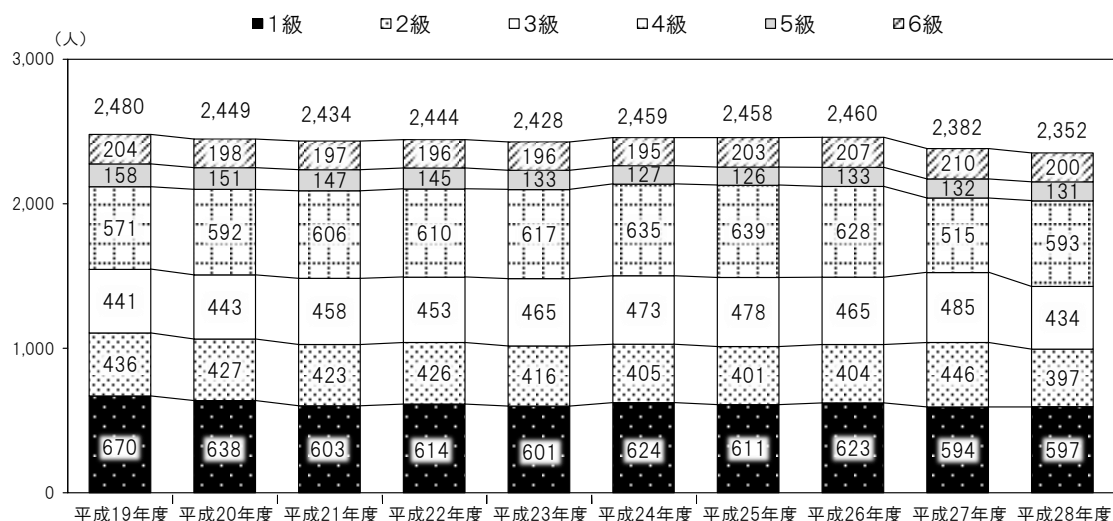
4. 手帳所有者等の推移

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所有者数は年々減少傾向にあります。等級別にみると、平成28年7月末現在で1級と4級が多くみられます。

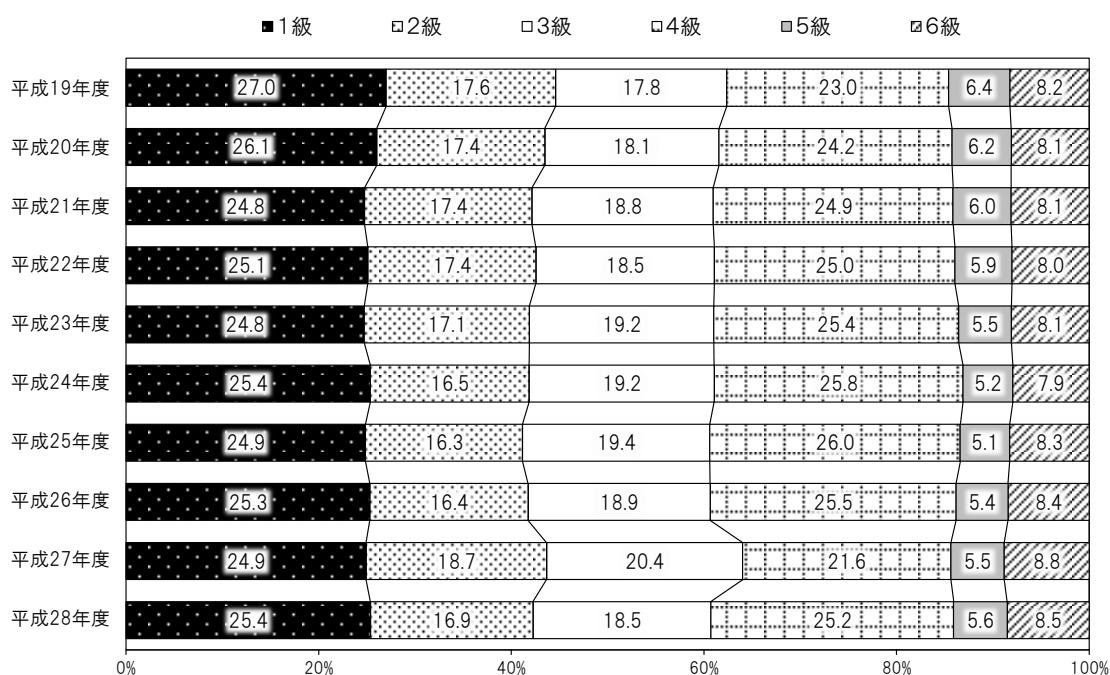
障がいの等級別構成比の推移でみると、大きな傾向の変化はみられません。

図表Ⅱ－４－１ 身体障害者手帳所有者数（等級別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

図表Ⅱ－４－２ 身体障害者手帳所有者数（等級別）構成比の推移

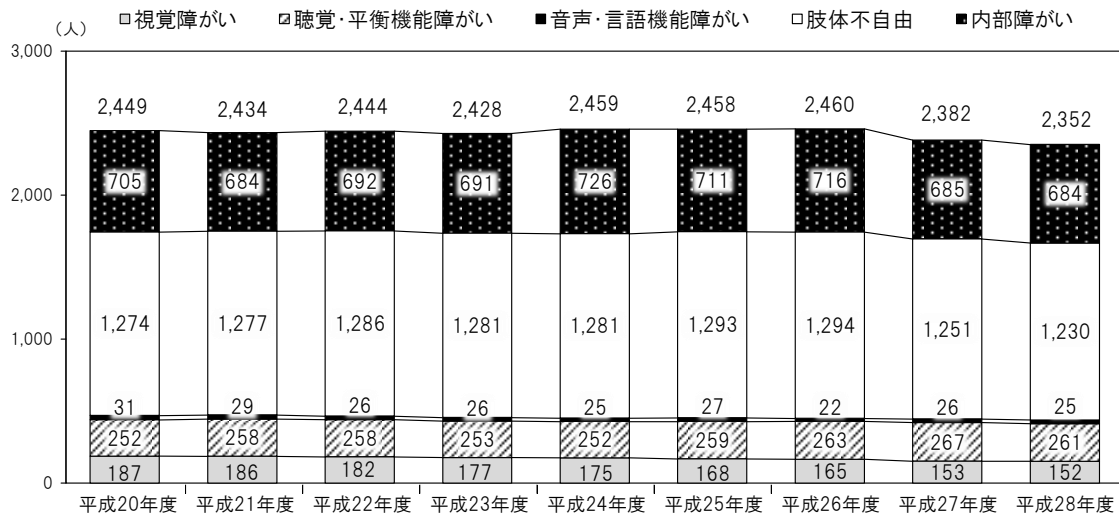


資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

平成 28 年 7 月末現在の身体障害者手帳所有者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が 1,230 人で最も多く、次いで「内部障がい」（684 人）、「聴覚・平衡機能障がい」（261 人）、「視覚障がい」（152 人）、「音声・言語機能障がい」（25 人）となっています。

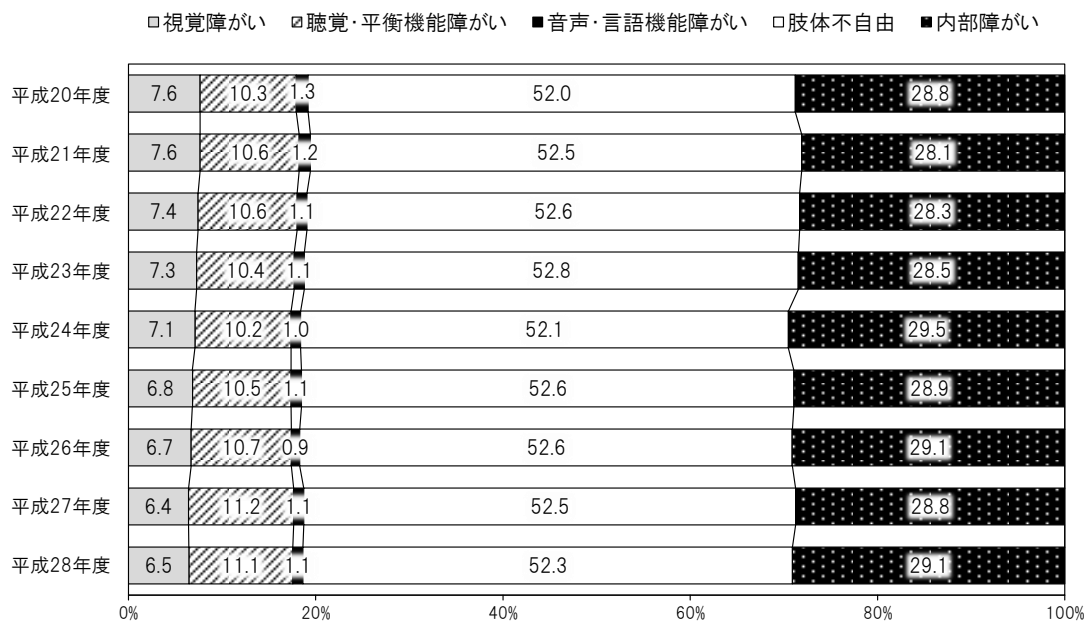
障がいの種類別構成比の推移でみると、大きな傾向の変化はみられません。

図表Ⅱ－４－３ 身体障害者手帳所有者数（障がいの種類別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

図表Ⅱ－４－４ 身体障害者手帳所有者数（障がいの種類別）構成比の推移

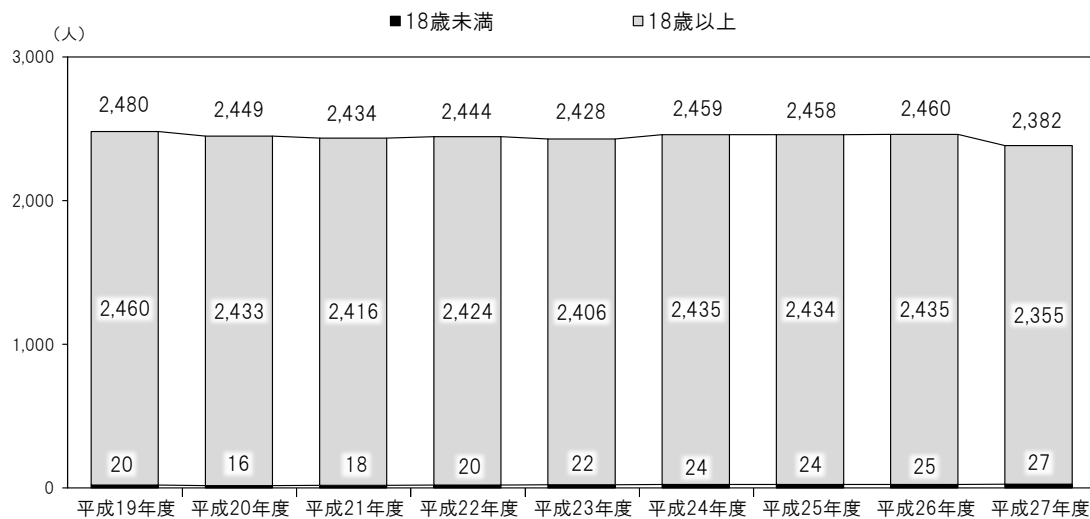


資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

平成28年3月末現在の身体障害者手帳所有者数を年齢別にみると、「18歳未満」は27人、「18歳以上」は2,355人となっています。

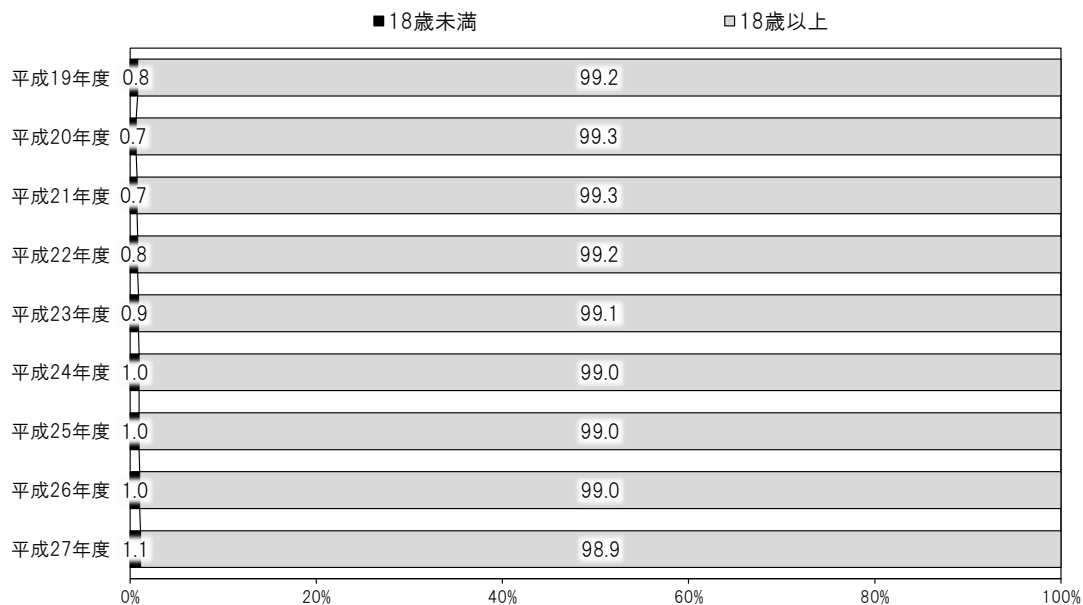
年齢別の推移でみると、「18歳未満」、「18歳以上」のいずれもおおきな変化はみられません。

図表Ⅱ－４－５ 身体障害者手帳所有者数（年齢別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在）

図表Ⅱ－４－６ 身体障害者手帳所有者数（年齢別）構成比の推移



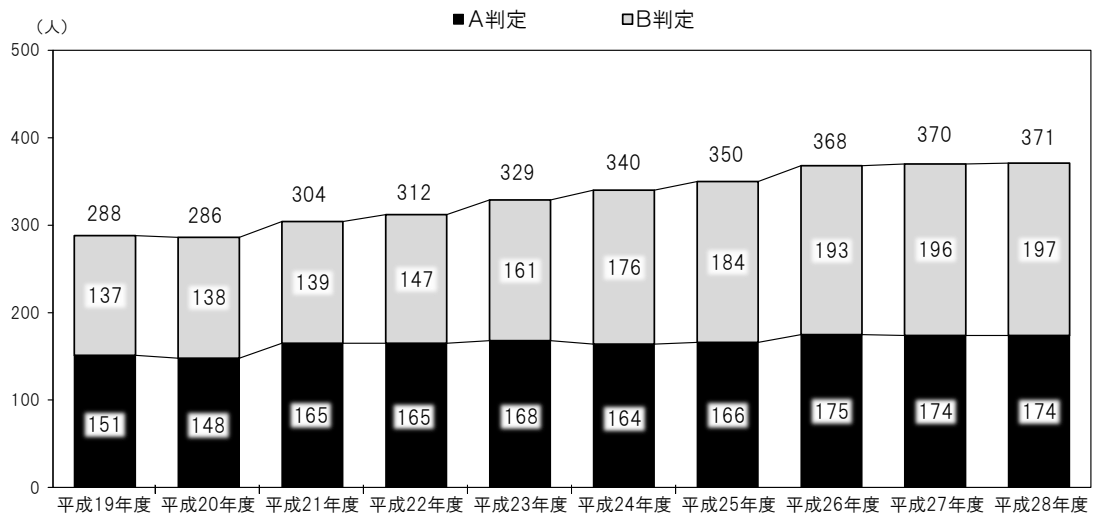
資料：福祉支援課（各年度3月末現在）

(2) 知的障がい者の状況

平成28年7月末現在の療育手帳所有者数は371人（「A判定」174人、「B判定」197人）となっており、年々増加傾向にあります。

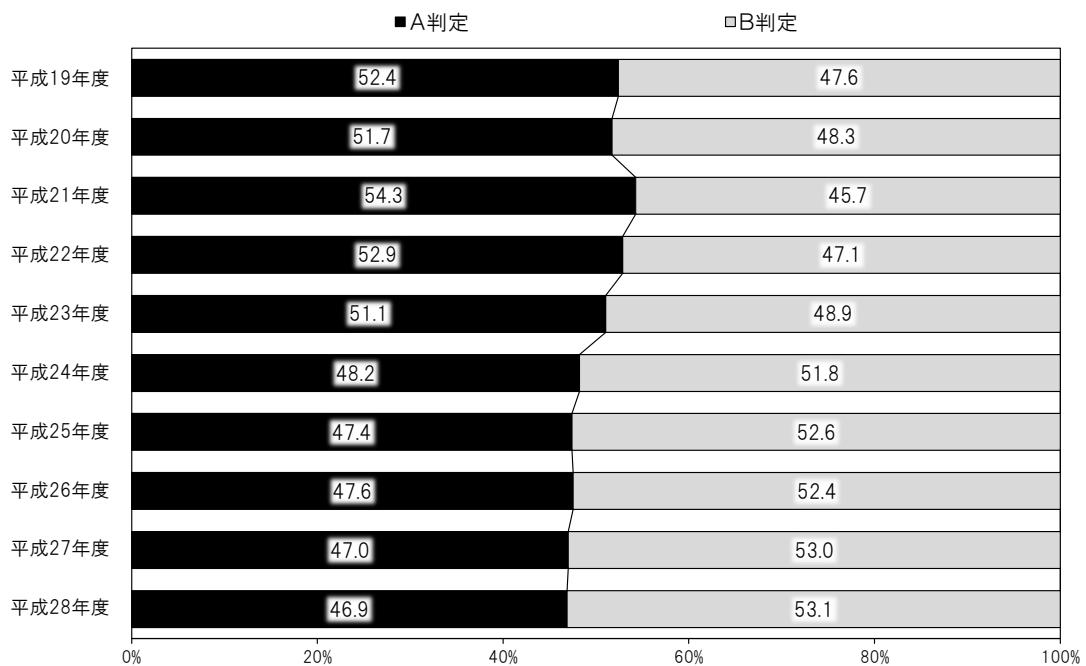
判定別構成比の推移でみると、平成24年度に「B判定」が「A判定」を上回り、以後その傾向が続いています。

図表Ⅱ－４－７ 療育手帳所有者数（判定別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

図表Ⅱ－４－８ 療育手帳所有者数（判定別）構成比の推移

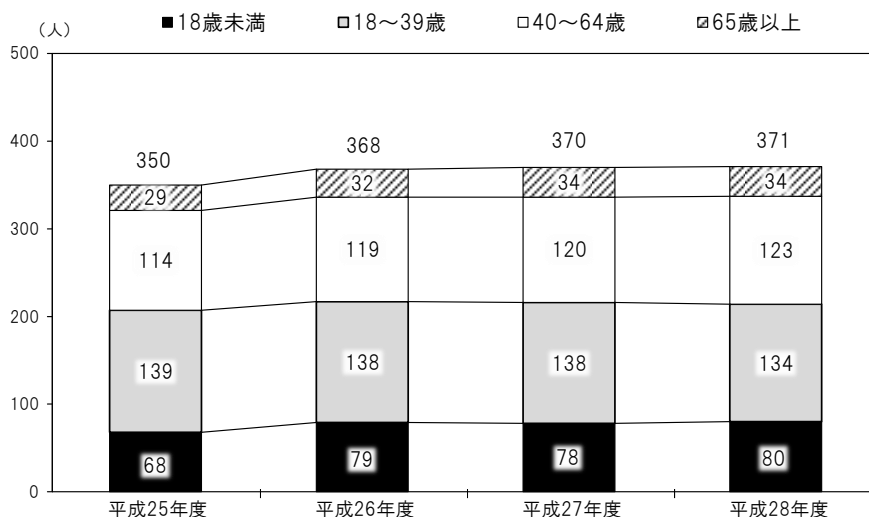


資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

平成28年7月末現在の療育手帳所有者数を年齢別にみると、「18歳未満」は80人、「18歳～39歳」は134人、「40～64歳」は123人、「65歳以上」は34人となっており、全体的には増加傾向にあります。

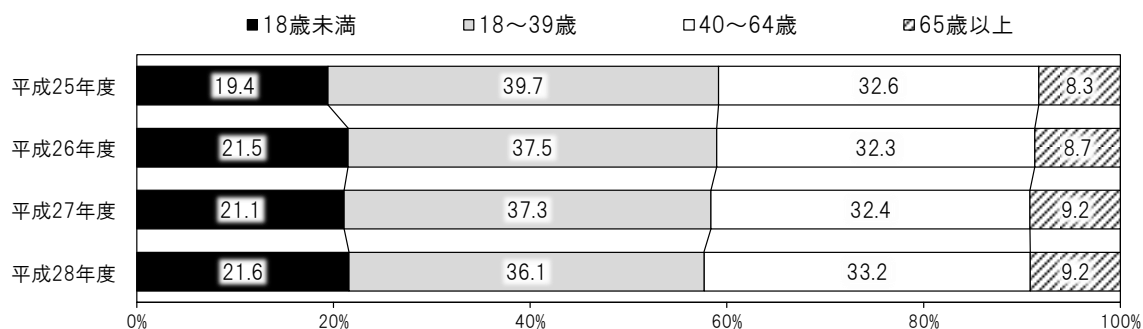
年齢別構成比の推移でみると、「18歳～39歳」および「40～64歳」がいずれの年度も3割台を占めています。

図表Ⅱ－４－９ 療育手帳所有者数（年齢別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

図表Ⅱ－４－10 療育手帳所有者数（年齢別）構成比の推移



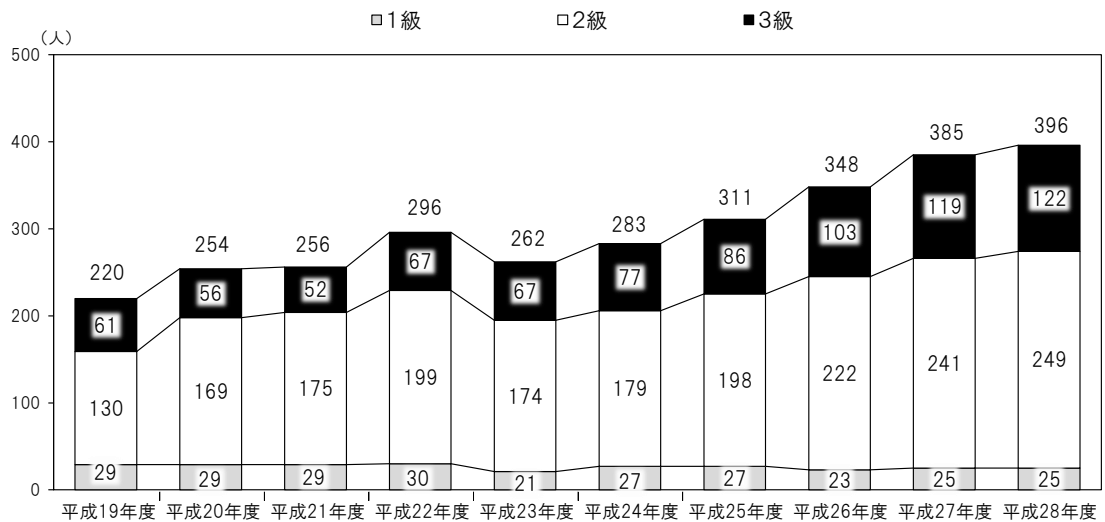
資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

（３）精神障がい者の状況

平成 28 年 7 月末現在の精神障害者保健福祉手帳所有者数は 396 人（「１級」25 人、「２級」249 人、「３級」122 人）となっており、増加傾向にあります。

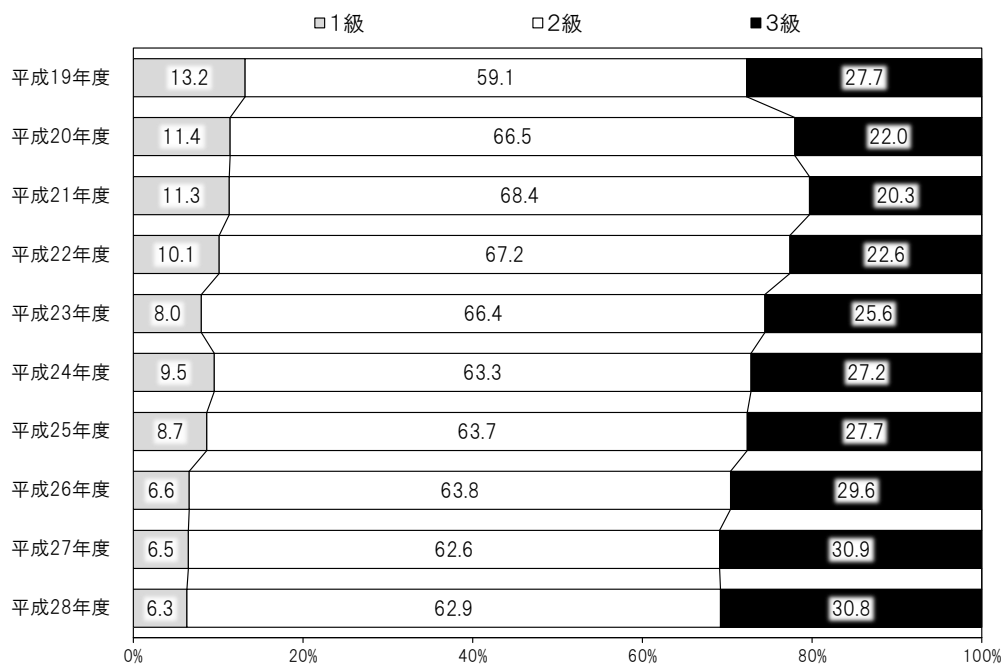
等級別の推移をみると、３級において増加傾向にあり、平成 21 年度と比較すると所有者は倍増しています。

図表Ⅱ－４－11 精神障害者保健福祉手帳所有者数（等級別）の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

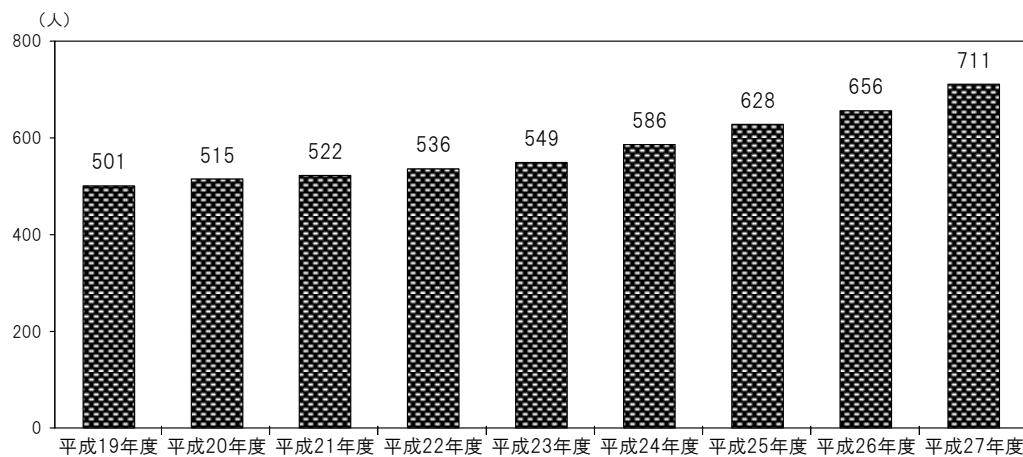
図表Ⅱ－４－12 精神障害者保健福祉手帳所有者数（等級別）構成比の推移



資料：福祉支援課（各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在）

自立支援医療（精神）の利用者数は、平成 19 年度の 501 人から平成 27 年度の 711 人と 210 人増加しており、増加傾向にあります。

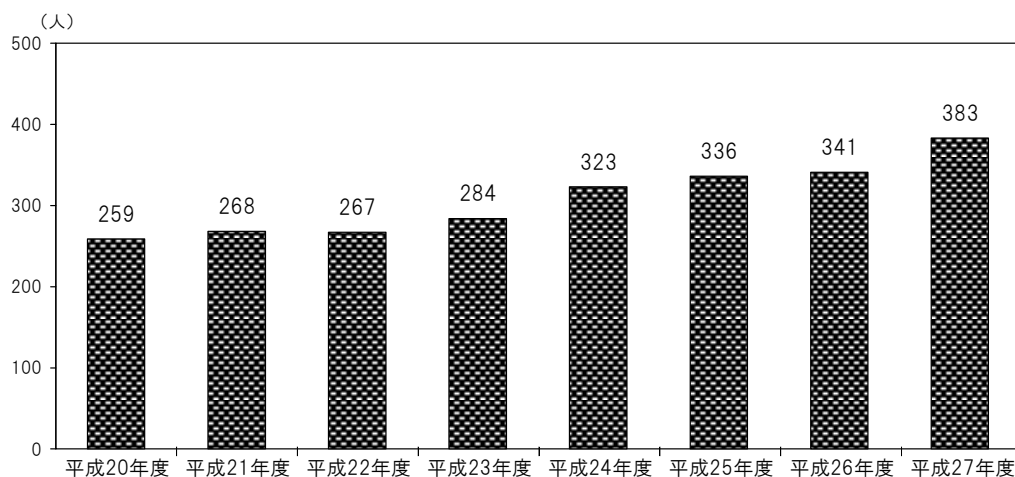
図表Ⅱ－４－13 自立支援医療（精神）利用者数の推移



資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定疾患医療受給者証所持者数の状況
平成 28 年 3 月末現在の特定疾患医療受給者証所持者数は 383 人となっており、増加傾向にあります。

図表Ⅱ－４－14 特定疾患医療受給者証所持者数の推移



資料:福岡県(各年度3月末現在)

5. 関係団体等

中間市におけるボランティア登録人数の推移をみると、平成28年7月末における団体登録数は41団体、個人登録数は49人となっています。団体登録数は横ばい、個人登録数は減少傾向にあります。

また、平成28年7月末現在の各種相談員をみると、民生委員・児童委員が73人、身体障害者相談員が4人、知的障害者相談員が2人となっています。

図表Ⅱ－５－１ ボランティア登録人数の推移

(単位:団体、人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
団体登録数	－	38	38	40	44	44	39	41	39	41
個人登録数	201	82	75	74	81	85	65	67	50	49

資料:安全安心まちづくり課(各年度3月末現在、平成28年度は7月末現在)

図表Ⅱ－５－２ 各種相談員

(単位:人)

区分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
人数	73	4	2

資料:福祉支援課(平成28年7月末現在)

第Ⅲ章 障がい福祉に関するアンケート 調査結果抜粋

第Ⅲ章 障がい福祉に関するアンケート調査結果抜粋

調査の概要

◆調査の目的

中間市に居住する障がい者の現状を把握し、当該調査結果を「中間市第3次障害者基本計画」を策定するための基礎資料とする目的で本調査を実施しました。

◆調査対象及び調査の方法

調査対象者（配布数）	調査方法
中間市に居住するとともに、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方 1,500 名 ＊「身体障害者手帳」所有者については、75 歳未満の方を対象に、障がい等級及び障がいの部位の割合が全体の割合と同様になるように抽出を行いました。 ＊「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」所有者については、全員を対象としました。	郵送法

◆回収率

配布数	有効回収数	有効回収率
1,500 名	786 票	52.4%

◆調査時期

平成 28 年 8 月 5 日～平成 28 年 9 月 6 日

◆調査結果の留意事項

①数表、文中に示すN、nは回答率算出上の基数（標本数）のことです。

N＝標本全数

n＝該当数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）

②所有手帳については、複数の手帳をお持ちの方がいらっしゃるため、それぞれの計と標本数全数は一致しません。

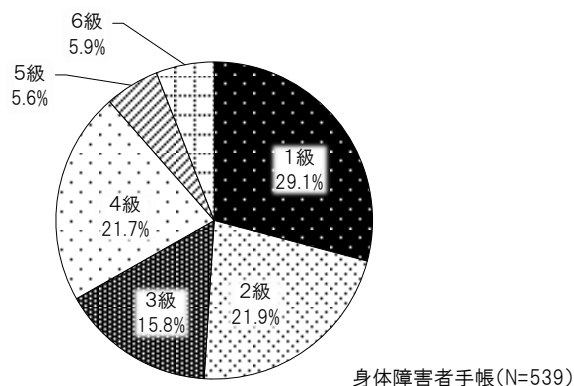
③集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合があります。

④複数回答式の集計については、項目別に基数（標本数）に対するその項目を選んだ回答者の割合としています。従って、図表に示す各項目の回答率の合計は、原則として 100%を超えています。

(1) 手帳等級・判定の状況

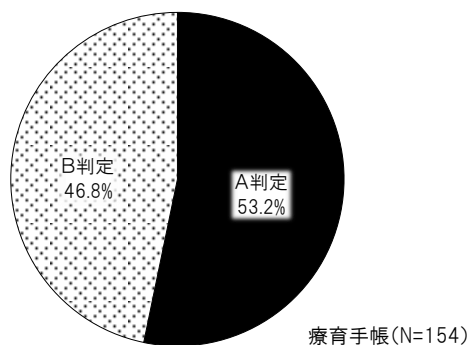
「身体障害者手帳」によるあなたの障がいの程度をお知らせください。

図表Ⅲ－１－１ 身体障害者手帳の等級（単数回答）



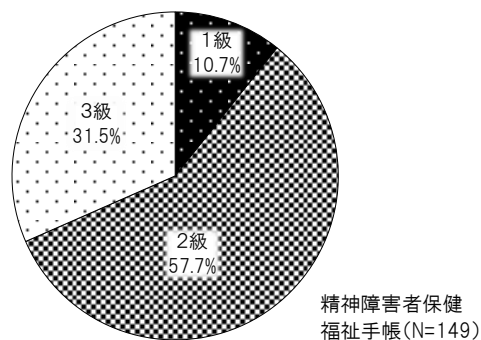
「療育手帳」によるあなたの障がいの判定をお知らせください。

図表Ⅲ－１－２ 療育手帳の判定（単数回答）



「精神障害者保健福祉手帳」によるあなたの障がいの判定をお知らせください。

図表Ⅲ－１－３ 精神障害者保健福祉手帳の等級（単数回答）



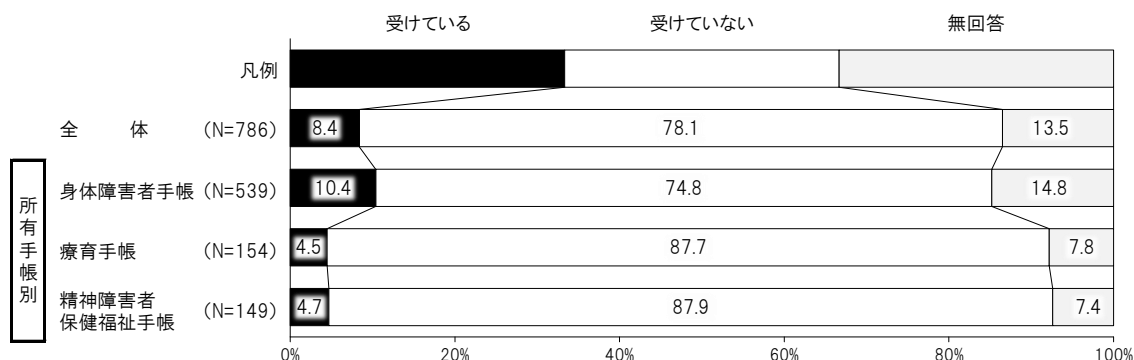
（２）難病（特定疾患）認定の状況

あなたは、難病（特定疾患）の認定を受けていますか。

難病（特定疾患）認定の状況をみると、「受けている」は8.4%と1割未満となっています。

所有手帳別にみると、「受けている」は身体障害者手帳所有者（10.4%）が1割を超え最も多く、以下、精神障害者保健福祉手帳所有者（4.7%）、療育手帳所有者（4.5%）の順となっています。

図表Ⅲ－１－４ 難病認定の状況（単数回答）



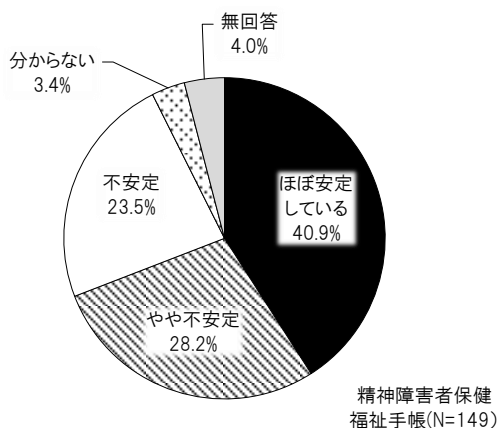
（３）精神障害者保健福祉手帳所有者の状況

①現在の体調（症状）

あなたの現在の体調（症状）はいかがですか。

精神障害者保健福祉手帳所有者の現在の体調（症状）をみると、「ほぼ安定している」（40.9%）が4割を占め最も多く、以下、「やや不安定」（28.2%）、「不安定」（23.5%）、「分からない」（3.4%）の順となっています。

図表Ⅲ－１－５ 現在の体調（症状）（単数回答）

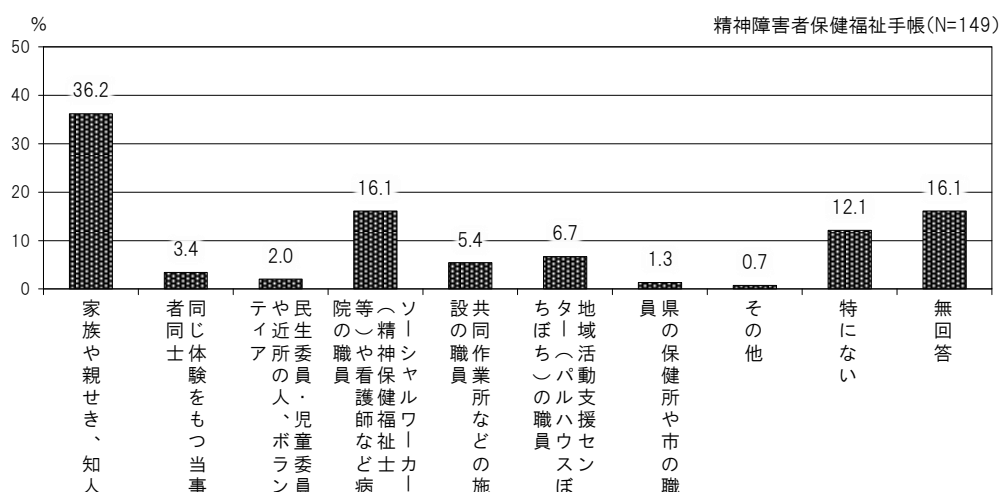


②地域社会の「支援」として必要なもの

あなたは、地域社会の「支援」として、どういったものが必要だと思いますか。現在支援を受けているものを含め、お答えください。

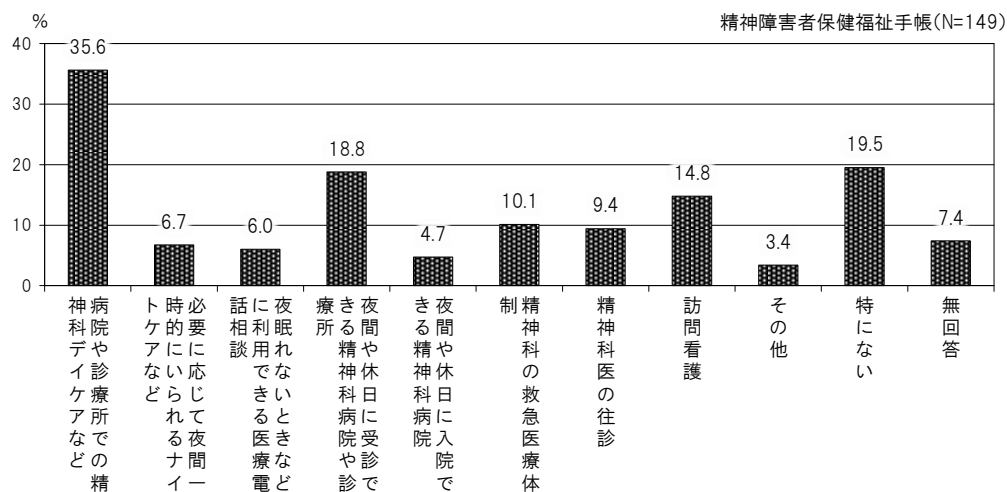
精神障害者保健福祉手帳所有者が「周囲」の支援として今後、必要なものとみると、「家族や親せき、知人」(36.2%)が最も多く、次いで、「ソーシャルワーカー(精神保健福祉士等)や看護師など病院の職員」(16.1%)となっています。

図表Ⅲ－１－６ 「周囲」の支援として今後、必要なもの(単数回答)



精神障害者保健福祉手帳所有者が「医療」の支援として今後、必要なものとみると、「病院や診療所での精神科デイケアなど」(35.6%)が最も多く、次いで、「夜間や休日に受診できる精神科病院や診療所」(16.6%)、「訪問看護」(14.8%)、「精神科の救急医療体制」(10.1%)などとなっています。また、「特にない」(19.5%)も2割程度みられます。

図表Ⅲ－１－７ 「医療」の支援として、今後必要なもの(○は2つまで)



精神障害者保健福祉手帳(N=149)

支援の形態	割合 (%)
家族の同居	32.2
就労先や通所施設の寮などの住まい	4.0
食事や金銭管理、服薬管理等ケアを受けられる住まい	11.4
一定条件はあるが保証人がなくとも入居できる住まい、アパート等	18.8
その他	0.7
特にない	24.2
無回答	8.7

精神障害者保健福祉手帳(N=149)

就業形態	割合 (%)
一般企業への就労（正社員、パート）	9.4
障害が一般企業への就労が困難な場合（パート、アルバイト）	13.4
労務継続支援A・B型	10.7
障害が一般企業への就労が困難な場合（親等）	2.0
就労を支援する場、職場（訓練）	5.4
期限付で一般企業への就労をめざす場	10.1
期限がなく作業や人付き合いを通じて就労をめざす場	1.3
障害者が自由に活動できる場	1.3
同じ体験をもつ当事者活動への参加	32.2
その他	14.1
無回答	14.1

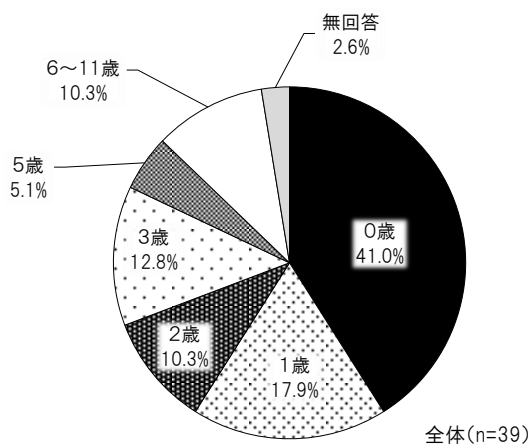
(4) 18歳未満の手帳所有者の状況

①発達の違いに気づいた年齢

発達の違いに気づいたのは、何歳の時でしたか。

発達の違いに気づいた年齢をみると、「0歳」(41.0%)が最も多く、次いで、「1歳」(17.9%)、「3歳」(12.8%)、「2歳」(10.3%)、「6～11歳」(各10.3%)、「5歳」(5.1%)の順となっています。

図表Ⅲ－1－10 発達の違いに気づいた年齢（単数回答）

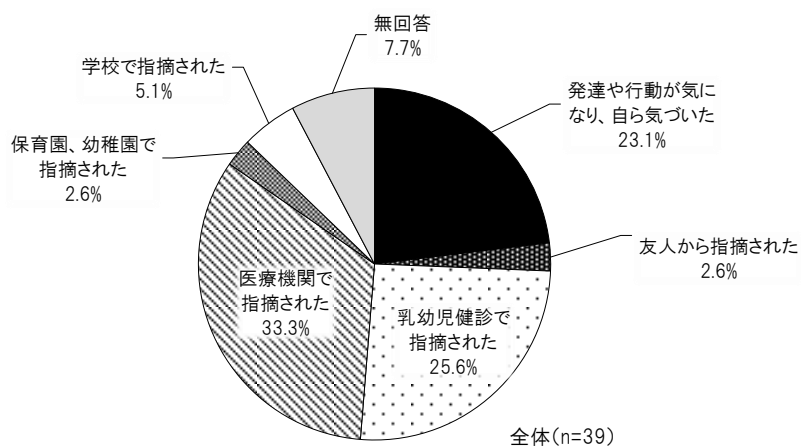


②発達の違いに気づいたきっかけ

発達の違いに気づかれたのはどういうきっかけでしたか。

発達の違いに気づいたきっかけを尋ねたところ、「医療機関で指摘された」(33.3%)、「乳幼児健診で指摘された」(25.6%)、「発達や行動が気になり、自ら気づいた」(23.1%)の3項目が主な回答となっています。

図表Ⅲ－1－11 発達の違いに気づいたきっかけ（単数回答）



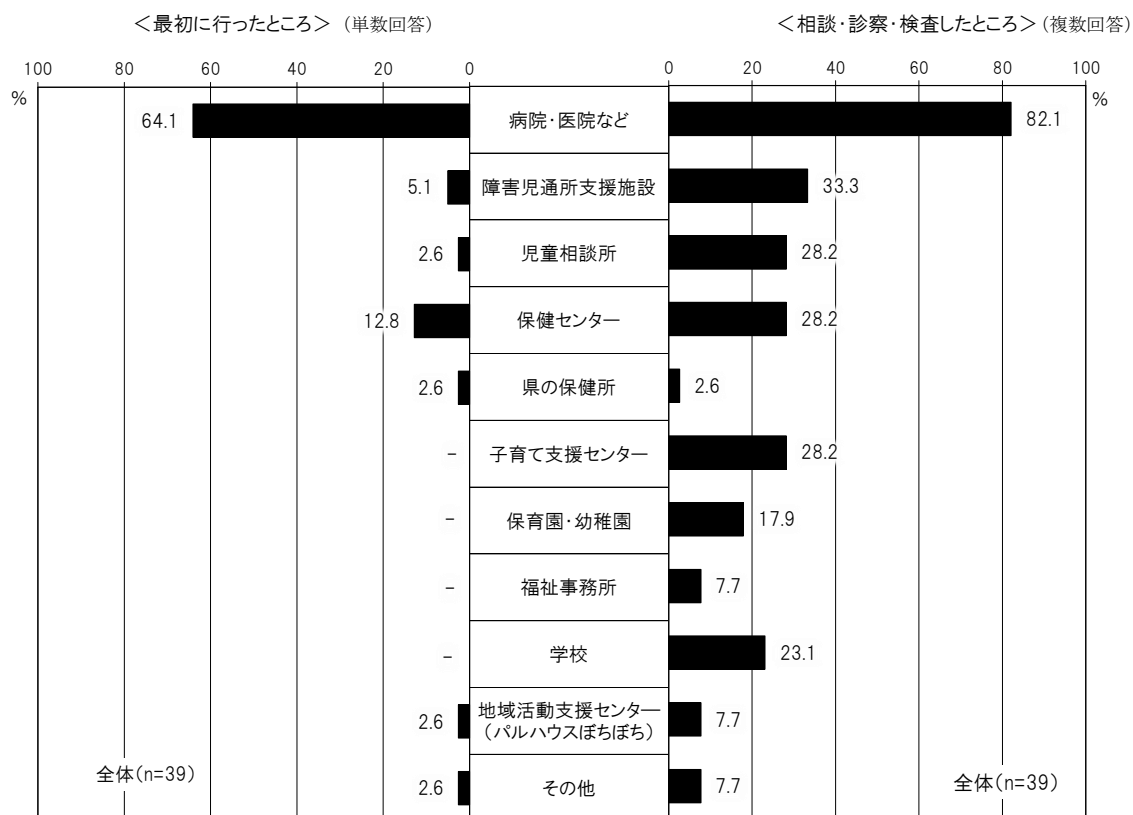
③発達の違いについて相談、診察を求めた先

発達の違いに気づいてから、どこに相談し、診察結果を求めに行きましたか。①最初に行ったところと、②相談・診察・検査したところをそれぞれお答えください。

発達の違いについて相談、診察結果を求めた先をみると、最初に行ったところは「病院・医院など」(64.1%)が大多数で、次いで「保健センター」(12.8%)となっています。

その後、相談・診察・検査したところは「病院・医院など」(82.1%)が同様に最も多く、次いで「障害児通所支援施設」(33.3%)、「児童相談所」、「保健センター」、「子育て支援センター」(各 28.2%)、「学校」(23.1%)などとなっています。

図表Ⅲ－１－１２ 発達の違いについて相談、診察を求めた先

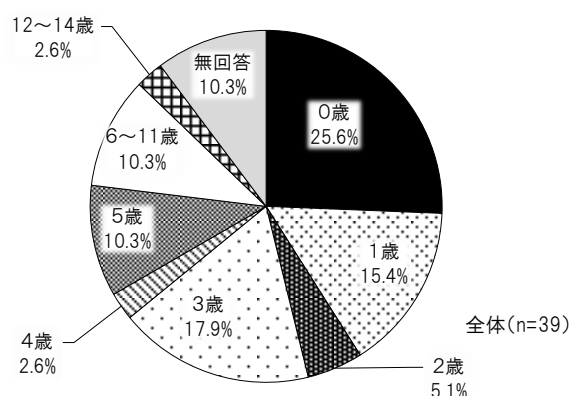


④障がいのはっきりわかった年齢

医学的診断の結果、障がいのはっきりわかったのは、何歳の時でしたか。

検査の結果、障がいのはっきりわかった年齢をみると、「0歳」(25.6%)が最も多く、次いで「3歳」(17.9%)、「1歳」(15.4%)、「5歳」、「6～11歳」(各10.3%)などの順となっています。

図表Ⅲ－1－13 障がいのはっきりわかった年齢（単数回答）

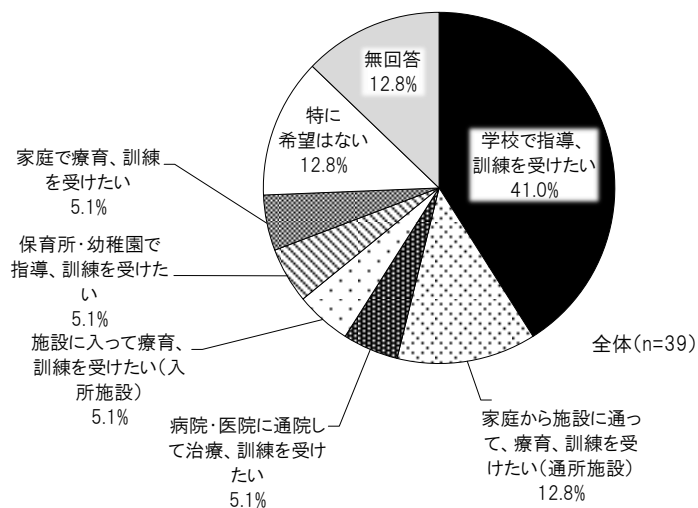


⑤療育や教育に対する希望

療育・教育について、今後どのような希望がありますか。

療育や教育に対する希望を尋ねたところ、「学校で指導、訓練を受けたい」(41.0%)が4割強を占めて最も多く、次いで「家庭から施設に通って、療育、訓練を受けたい(通所施設)」(12.8%)となっています。なお、「特に希望はない」も1割強みられます。

図表Ⅲ－1－14 療育や教育に対する希望

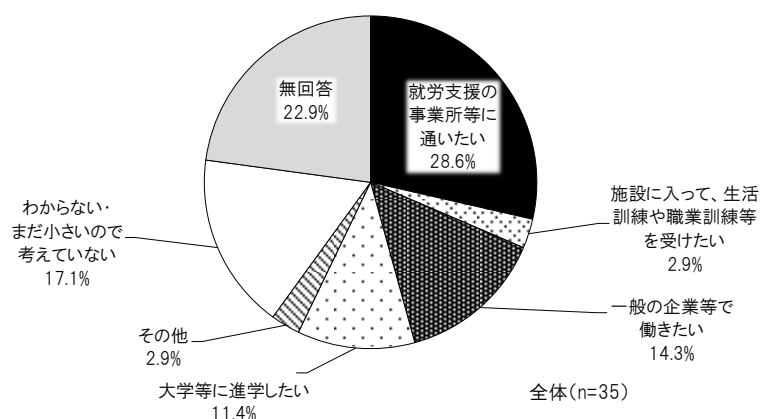


⑥学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路

お子さんが学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路について、どのようにお考えですか。
お子さん自身の希望に最も近いと思われるものを選んでください。

学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路について尋ねたところ、「就労支援の事業所等に通いたい」（28.6%）が最も多く、次いで「一般の企業等で働きたい」（14.3%）、「大学等に進学したい」（11.4%）、「施設に入って、生活訓練や職業訓練等を受けたい」（2.9%）などとなっています。なお、「わからない・まだ小さいので考えていない」（17.1%）も2割弱みられます。

図表Ⅲ－1－15 学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路（単数回答）



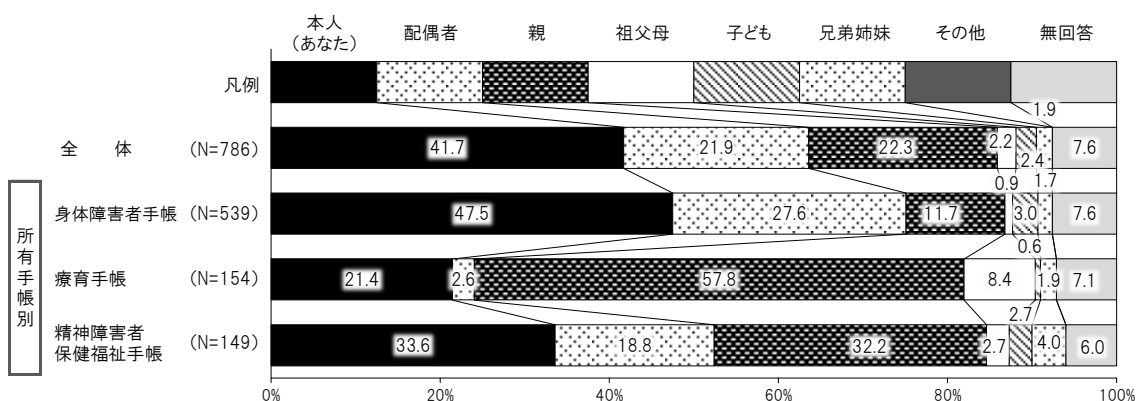
（5）世帯の生計の中心者

あなたの世帯の生計の中心者となっている方はどなたですか。（○は1つだけ）

世帯の生計の中心者についてみると、「本人」（41.7%）が最も多く、次いで「親」（22.3%）、「配偶者」（21.9%）の順となっています。

所有手帳別にみると、療育手帳所有者では「親」が6割弱を占め突出しています。また、精神障害者保健福祉手帳所有者は「本人」と「親」がほぼ同程度となっています。

図表Ⅲ－1－16 世帯の生計の中心者

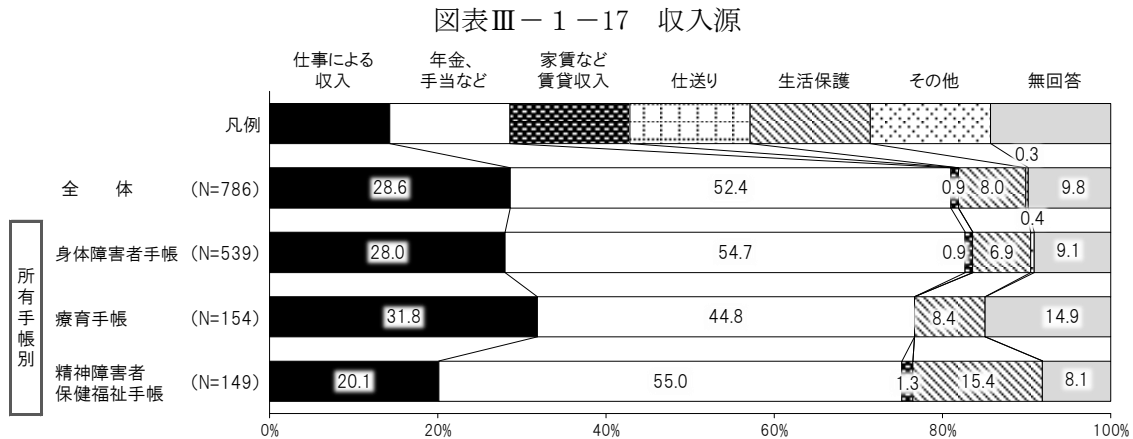


(6) 収入源

生計の中心者の収入は何によるものでしょうか。(○は1つだけ) (○は1つだけ)

世帯の中心者の収入について尋ねたところ、「年金、手当など」(52.4%)が最も多く、次いで「仕事による収入」(28.6%)、「生活保護」(8.0%)などの順となっています。

所有手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳所有者は「生活保護」(15.4%)が他を上回っています。

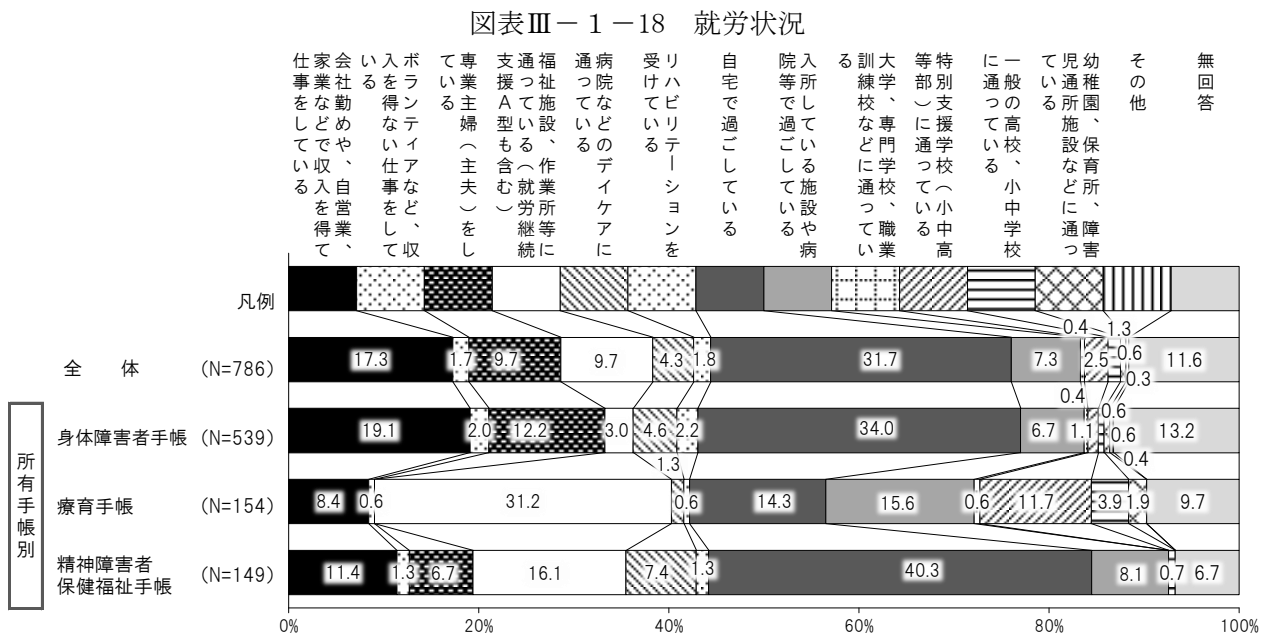


(7) 就労状況

あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

収入を得て仕事をしていると回答した人は17.3%と2割以下となっています。

所有手帳別にみると、身体障害者手帳所有者は19.1%、療育手帳所有者は8.4%、精神障害者保健福祉手帳所有者は11.4%の割合となっています。



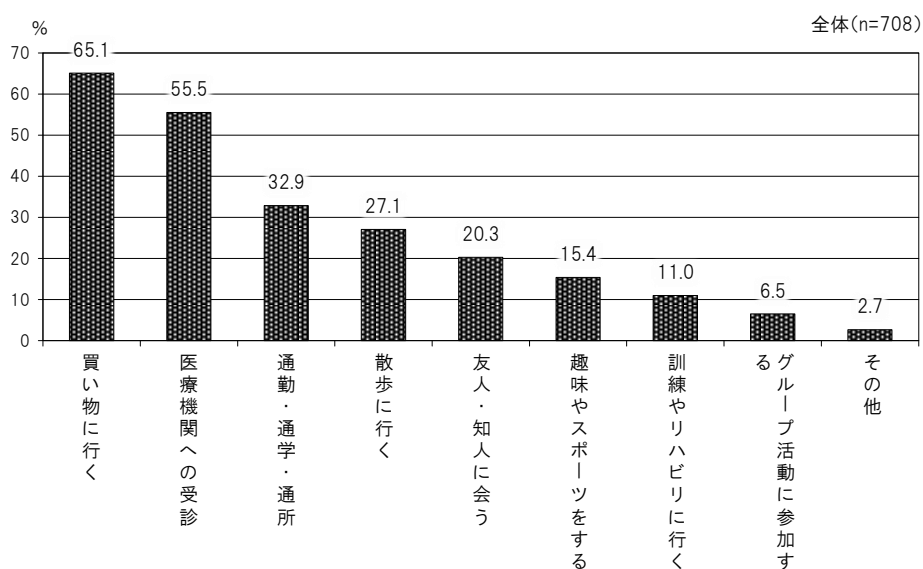
（８）外出の目的

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

外出をすると回答した人の、外出の目的をみると、「買い物に行く」（65.1％）と「医療機関への受診」（55.5％）の２項目が多くなっています。

所有手帳別にみると、いずれも全体の上位２項目の割合が高くなっています。また、療育手帳所有者では「通勤・通学・通所」（62.5％）が他を大きく上回っています。

図表Ⅲ－１－19 外出の目的（複数回答）



単位: %

		サンプル数	買い物に行く	医療機関への受診	通勤・通学・通所	散歩に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	訓練やリハビリに行く	グループ活動に参加する	その他	無回答
全 体		708	65.1	55.5	32.9	27.1	20.3	15.4	11.0	6.5	2.7	3.1
所有手帳別	身体障害者手帳	486	65.2	60.9	24.5	29.2	23.0	17.3	13.8	6.6	2.1	2.3
	療育手帳	136	56.6	29.4	62.5	29.4	11.8	9.6	5.1	6.6	3.7	5.1
	精神障害者保健福祉手帳	129	71.3	62.8	32.6	24.0	17.1	10.9	10.1	6.2	3.9	3.1
	無回答	17	58.8	29.4	41.2	5.9	17.6	11.8	-	-	-	17.6

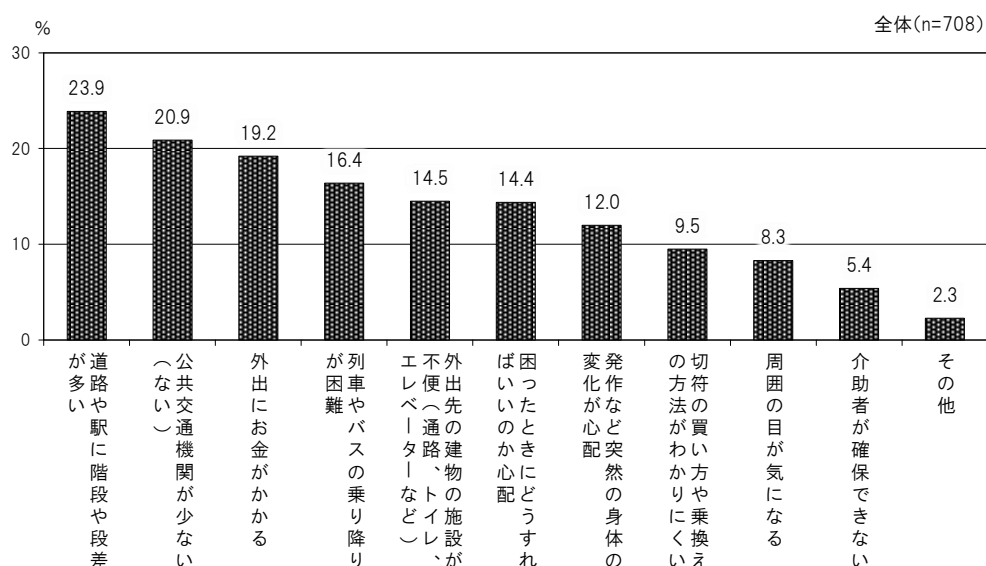
(9) 外出時に困ること

外出する時に困ることは何ですか。

外出をすると回答した人の、外出時に困ることをみると、「道路や駅に階段や段差が多い」(23.9%)が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」(20.9%)、「外出にお金がかかる」(19.2%)などの順となっています。

所有手帳別にみると、身体障害者手帳所有者は「道路や駅に階段や段差が多い」(30.0%)、療育手帳所有者は「困った時にどうすればいいのか心配」(26.5%)、精神障害者保健福祉手帳所有者は「外出にお金がかかる」(34.9%)がそれぞれ最も多くなっています。

図表Ⅲ－１－20 外出時に困ること（複数回答）



単位: %

		サンプル数	道路や駅に階段や段差が多い	公共交通機関が少ない(ない)	外出にお金がかかる	列車やバスの乗り降り	外出先の建物の施設、エレベーターなど	困ったときにどうすればいいのか心配	発作など突然の身体の変化が心配	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	周囲の目が気になる	介助者が確保できない	その他	無回答
全 体		708	23.9	20.9	19.2	16.4	14.5	14.4	12.0	9.5	8.3	5.4	2.3	31.9
所有手帳別	身体障害者手帳	486	30.0	18.7	15.4	20.4	19.1	9.5	12.3	7.0	5.1	5.6	2.3	35.0
	療育手帳	136	14.7	17.6	16.9	9.6	10.3	26.5	8.1	22.8	14.0	8.8	2.2	22.8
	精神障害者保健福祉手帳	129	10.9	31.0	34.9	10.1	6.2	21.7	18.6	10.9	16.3	3.9	1.6	17.8
	無回答	17	11.8	11.8	11.8	5.9	-	5.9	-	-	-	5.9	-	76.5

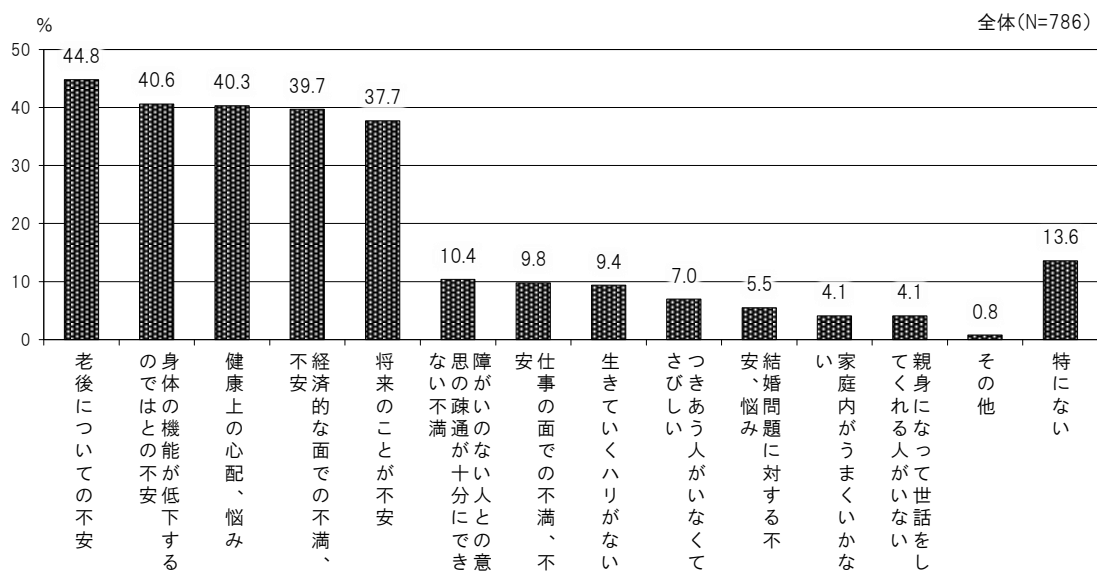
(10) 生活上の不満や心配ごと、悩み

あなたは、現在の生活の中で、不満なことや心配なこと、悩んでいることはありますか。

生活上の不満や心配ごと、悩みなどをみると、「老後についての不安」(44.8%)、「身体の機能が低下するのではとの不安」(40.6%)、「健康上の心配、悩み」(40.3%)、「経済的な面での不満、不安」(39.7%)、「将来のことが不安」(37.7%)の5項目が他を大きく上回っています。なお、「特にない」(13.6%)と回答した人は1割強にとどまっています。

所有手帳別にみると、身体障害者手帳所有者は「身体の機能が低下するのではとの不安」(48.1%)、療育手帳所有者は「老後についての不安」、「将来のことが心配」(各 46.1%)、精神障害者保健福祉手帳所有者は「経済的な面での不満、不安」(57.7%)がそれぞれ最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所有者は「身体の機能が低下するのではとの不安」および「障がいのない人との意思の疎通が十分にできない不満」以外のすべての項目で他を上回っています。

図表Ⅲ－1－21 生活上の不満や心配ごと、悩み（複数回答）



単位: %

		サンプル数	老後についての不安	身体機能が低下するのではとの不安	健康上の心配、悩み	経済的な面での不満、不安	将来のことが不安	障がいのない人との意思の疎通が十分にできない不満	仕事の面での不満、不安	生きていくハリがない	つきあう人がいなくてさびしい	結婚問題に対する不安、悩み	家庭内がうまくいかない	親身になって世話をしてくれる人がいない	その他	特にない	無回答
全 体		786	44.8	40.6	40.3	39.7	37.7	10.4	9.8	9.4	7.0	5.5	4.1	4.1	0.8	13.6	13.4
所有手帳別	身体障害者手帳	539	41.6	48.1	42.7	36.2	31.9	5.9	6.5	7.8	4.3	2.0	3.0	3.5	0.7	15.0	14.3
	療育手帳	154	46.1	18.2	22.1	35.1	46.1	24.7	14.3	3.9	10.4	9.1	3.9	2.6	1.3	14.3	12.3
	精神障害者保健福祉手帳	149	56.4	34.2	48.3	57.7	56.4	14.1	17.4	20.1	13.4	14.8	10.1	10.1	0.7	6.7	6.7
	無回答	20	35.0	25.0	30.0	35.0	25.0	5.0	10.0	10.0	10.0	5.0	-	5.0	-	5.0	30.0

第Ⅳ章 施策の体系と基本計画

計画の体系図



第Ⅳ章 施策の体系と基本計画

基本指針 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

(1) 差別の解消に向けた広報・啓発活動

1) 広報活動の促進

【現状と課題】

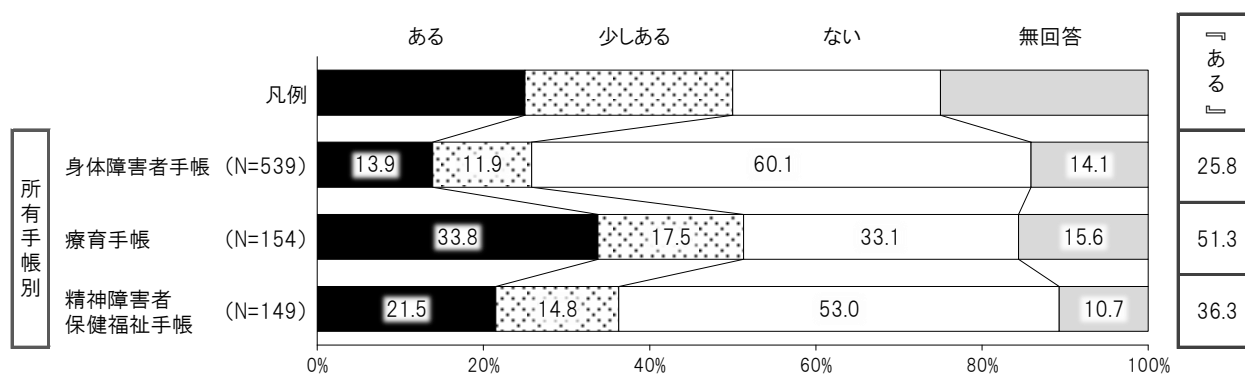
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

平成 28 年度に実施したアンケート調査（以下、「アンケート調査」と略）によると、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある人は、知的障がい者において半数以上みられます。

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、今後は障がいを理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。同様に、「障害者基本法」に定められた障害者週間における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

※心のバリアフリー…差別、偏見、理解の不足、誤解などをなくしていくことをいいます。

図表Ⅳ－１－１ 差別を受けた経験の有無



【今後の方針】

- 「障害者差別解消法」における法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の設置等に取り組みます。
- 「障害者週間」（12月3日～9日）を周知させるため、行政や障がい者関係団体による、障がい者と地域の人との交流や障がい者を交えた様々な催しを通じて、地域や企業における理解を促進します。

○テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを利用した広報・啓発を関係機関に要請します。

○障がい者のサービス内容を紹介する「福祉のしおり」や、制度改正などの情報を掲載したリーフレットなど適宜作成しサービス体系の周知を図ります。特に、継続して法律改正等を注視し、適宜見直し等を行なっていきます。

2) 障がい者理解の促進

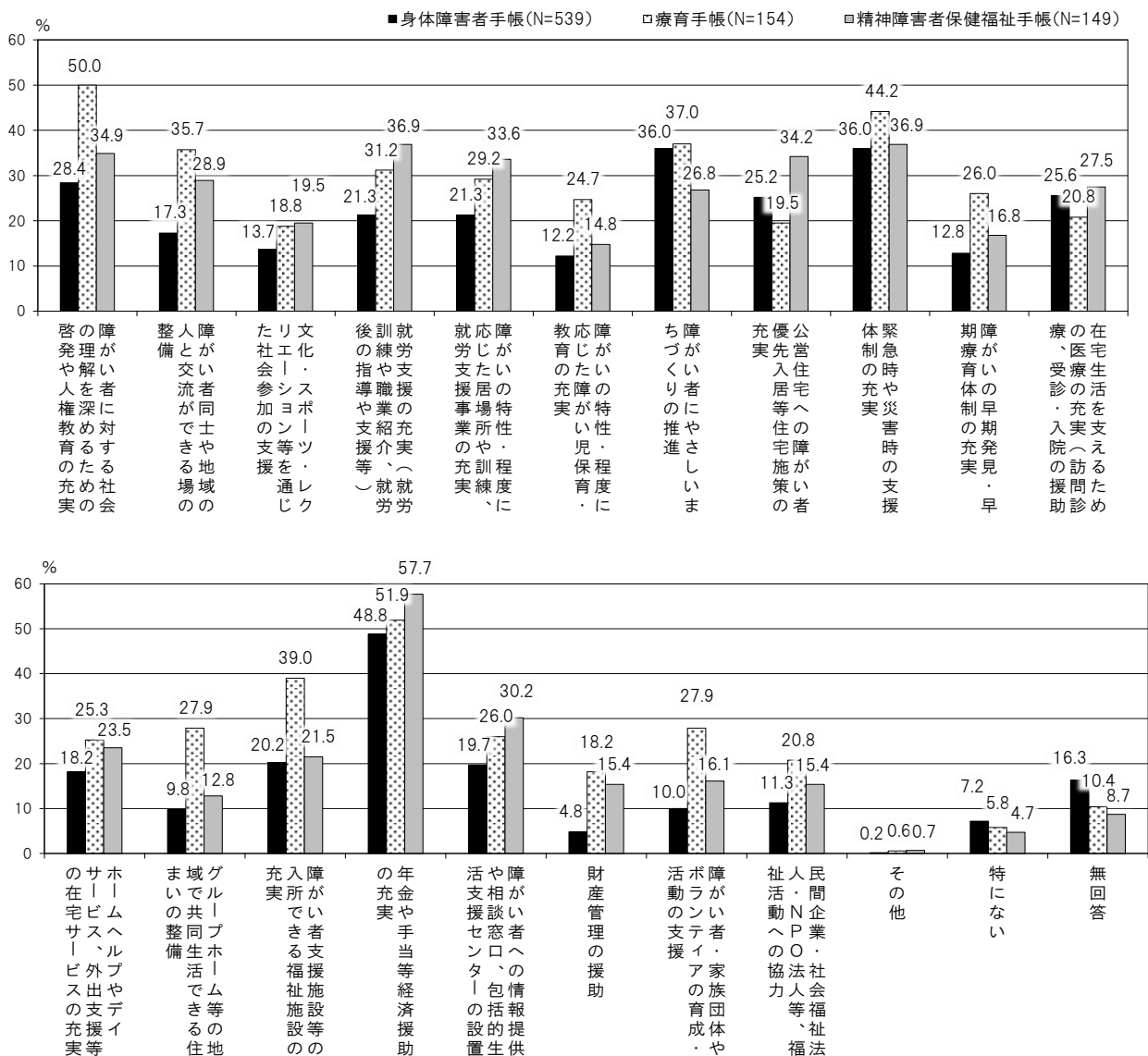
【現状と課題】

一般社会における障がい者理解は、まだまだ十分とはいえない状況だといえます。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、「障がい者に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」を望む割合は高く、療育手帳所持者では50.0%と半数を占めています。

そのため、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がい者の人権を尊重することが必要です。

図表Ⅳ－１－２ 障がい者（児）福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- 障がい者の理解促進に向け、チラシやパンフレット、ホームページなどを活用し、イベントなどを紹介していきます。
- 障がい者との交流は、「障がい」の理解を深めるために有意義なものです。「広報なかま」などを通じて、障がい者団体及びボランティア団体の活動や福祉施設や中間市社会福祉協議会などが主催する「福祉まつり」などの交流行事を紹介し、地域住民の参加を促進します。
- 市内の特別支援学校と小・中・高等学校、また障がい者施設利用者と校区児童との交流事業のPR活動など支援します。

3) 情報のバリアフリー化

【現状と課題】

近年の情報技術（IT）の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とのコミュニケーションを容易にするだけでなく、障がいのある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

現在、本市では文字情報が伝わりにくい視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、点訳・音訳サービス等を充実するための機器や手話通訳者の配置を行い、文字情報や音の情報のバリアを解消するよう努めています。

今後も、情報のバリアフリー化に向けた環境整備と人材育成が必要となります。

※情報のバリアフリー…視覚・聴覚障がいなどがあると、情報入手に困難が伴います。視覚障がいには点字や音声、聴覚障がいには手話や要約筆記などの対応手段を講じて、阻害要因をなくしていくことをいいます。

【今後の方針】

- 障がい者を対象とした情報技術（IT）を学習する場の確保とともに情報提供に努めます。
- 平成28年度でホームページの保守期間が終了するため、その更新時期に障害者差別解消法に基づき、障がい者が利用しやすいホームページを構築します。
- 周辺機器の配備について、音声コードの普及状況など県内市町村や関係機関・団体などの事例を収集しながら、必要に応じてシステムの配備・更新に努めます。特に、障がい者に必要な情報が正確にいきわたるように努め、必要があればシステム等の配備・改修を検討していきます。
- 意思疎通を図ることに支障がある障がい者等のために、手話通訳者及び要約筆記者などの養成と派遣を行います。
- 行政が発行する紙媒体の情報を有償ボランティアや中間市社会福祉協議会に委託し、点訳・音訳などに変換し、障がい者に各課の情報が伝わるように努めます。

（２）権利擁護の推進

１）権利擁護の推進

【現状と課題】

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

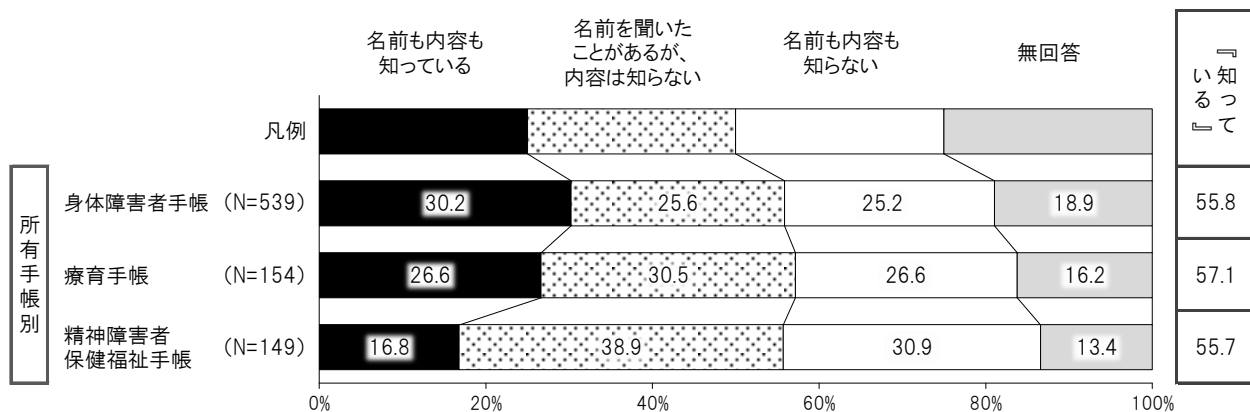
アンケート調査によると、成年後見制度の認知状況は、障がいの種類にかかわらず『知っている』が過半数を占めていますが、「名前も内容も知っている」と答える人は３割以下にとどまっています。

平成 24 年 10 月には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることとなり、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

障がい者に対する差別の解消を図るには、障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが重要です。

今後は、これら法律や制度に基づき、障がい者の権利擁護のための取組を充実することが必要です。

図表Ⅳ－１－３ 成年後見制度認知状況



【今後の方針】

- 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組めます。
- 人権週間及び障害者週間に市民に対し正しい理解と認識を深めるため、専門家を招いて講演会、研修会を企画し推進していきます。
- 少年期からの福祉教育推進のため、教職員、保護者などに対し、障がい児の人権問題に関する講座を計画的に開催し、市民の参加を促進します。
- 知的障がい者、精神障がい者など自己の判断だけでは意思決定に支障のある障がい者の権利擁護にかかる各種事業や成年後見制度の周知及び運用などを推進します。

（３）交流活動の充実

１）交流活動の充実

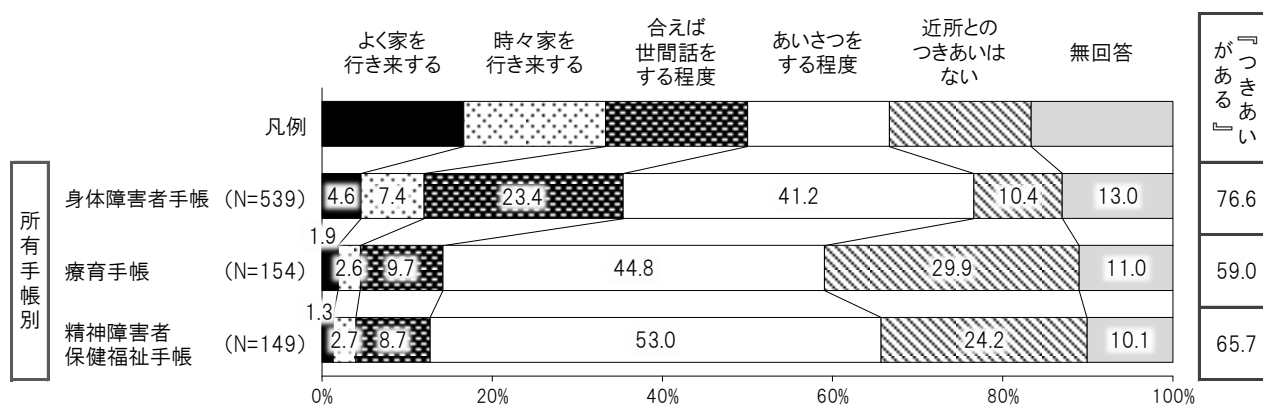
【現状と課題】

すべての市民が安心して生活することができる地域づくりを進めるためには、各種イベント等を通じて地域住民同士の交流活動を促進することが必要です。

アンケート調査によると、地域の方との付き合いの程度は、障がいの種類にかかわらず「あいさつをする程度」の割合が最も高く、『つきあいをする』でみると半数以上を占めています。

今後は、障がい者団体等と協働し、イベント等の立案を検討していくとともに、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がい者の人権を尊重することが必要です。地域住民の協力を積極的に呼びかけ、身近に交流できる催し物を検討することが求められています。

図表Ⅳ－１－４ 地域の方とのつきあい程度



【今後の方針】

- 市と障がい者関係団体などが協働して市民が関心を持つ多彩なイベントを立案し、障がいのある人となない人が幅広く交流できる機会を増やし、障がい者に対する差別や偏見をなくす市民意識の向上をめざします。
- 中央公民館、地区公民館活動や障がい者を支える家族会の活動を通じて地域住民との交流を促進します。
- 福祉施設、特別支援学校が企画した体育祭やミニコンサート、陶芸教室、各種バザーなどの地域交流行事を周知するために、公共施設へのポスター掲示やパンフレット、チラシを回覧するなどの支援を行います。

基本指針２ 雇用・就業機会の推進

（１）総合的な就労支援

１）就労の場の充実

【現状と課題】

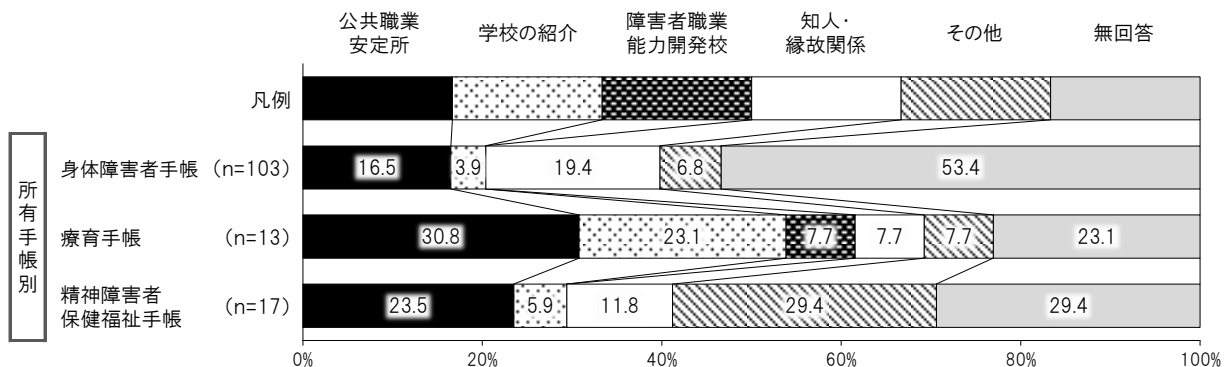
すべての人が職業を持つことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにも繋がります。

しかし、障がい者の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情であり、大きな問題となっています。

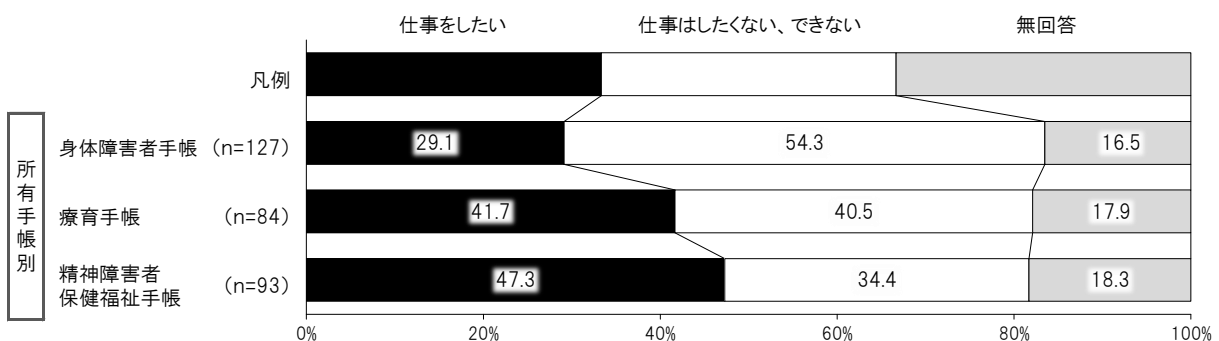
アンケート調査によると、現在の仕事に就いたきっかけは、身体障害者手帳所持者は「知人・縁故関係」、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「公共職業安定所」と答える人が最も多くなっています。また、現在仕事をしていない人の仕事に就く意向をみると、「仕事をしたい」は身体障害者手帳所持者が約３割、療育手帳所持者が４割、精神障害者保健福祉手帳所持者が約５割となっています。

今後は、一般就労を支援するための訓練や職場実習、就職後の支援などを行うための「就労移行支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がい者雇用の促進を図ります。

図表Ⅳ－２－１ 現在の仕事に就いたきっかけ（収入を得て仕事をしている方）



図表Ⅳ－２－２ 収入を得る仕事に就く意向（収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方）



【今後の方針】

- 公共機関、民間企業の法定雇用率の達成・維持に向けた障がい者の雇用を促進するため、公共職業安定所などとさらに連携を深めながら、障がい者職業相談事業の充実を図り、企業に対し、障がい者雇用の理解と協力を要請します。
- 障がい者利用施設の運営支援とともに、利用者が安心して働ける職場環境づくりをめざします。
- 障がい者の就労の場を確保するため、市内の事業所、個人商店の協力を得て就労に関する情報収集に努めます。

2) 公共機関等との連携

【現状と課題】

雇用・就労問題は、市単独では対応できないことが多いため、関係機関からの情報収集や企業との連携が極めて重要です。

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

そのため、就労支援施設との連携を図り、障がい者の経済的自立を促進するための取組みを推進します。

【今後の方針】

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの製品やサービスの積極的な調達を推進します。
- 障がい者の就労支援や職場定着を図るため、公共職業安定所・福祉施設・教育機関・商工会議所・行政などの各関係機関の連携を推進します。

3) 障がい特性に応じた就労支援

【現状と課題】

障がい者が、その能力を発揮して働く機会を拡げていくためには、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じたきめ細かな支援が必要です。そのような人の自立支援を目的として、就労支援事業などのサービスが設けられています。

障害者総合支援法では、このような福祉的就労を支援するサービスとして「就労継続支援事業」や「地域活動支援センター」が創設されています。

本市には、福祉的就労の場として、障がい者団体などが運営する就労継続支援施設が複数あります。今後、地域活動支援センターなどと連携して、福祉的就労の場を確保することが必要です。

【今後の方針】

- 一般企業への就労が困難な障がい者を雇用し、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の設置を促進します。
- 一般的な就労が困難な障がい者等に対しては、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

(2) 雇用機会の拡大

1) 職業訓練・相談

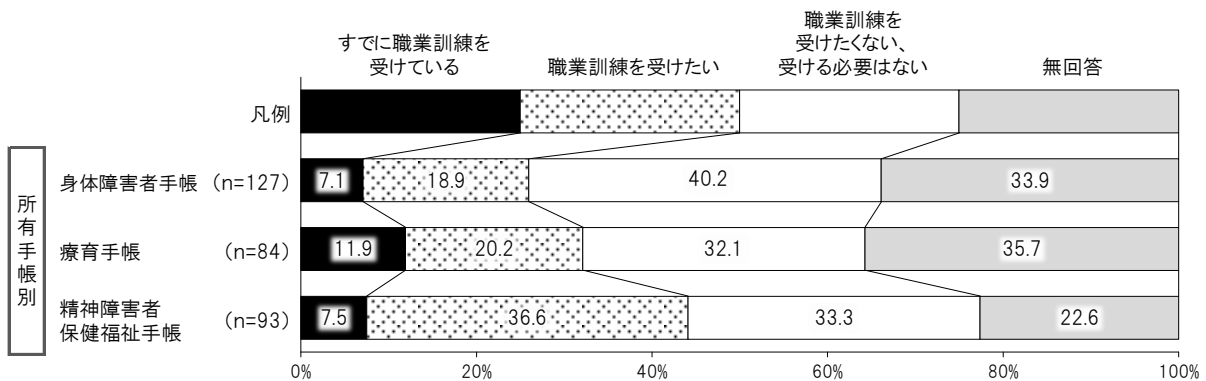
【現状と課題】

本市では、就労を希望する障がい者に対し、公共職業安定所などの公共機関からの情報を提供しています。また、国立県営福岡障害者職業能力開発校では、障がい者のパソコン操作等の指導等を行っています。

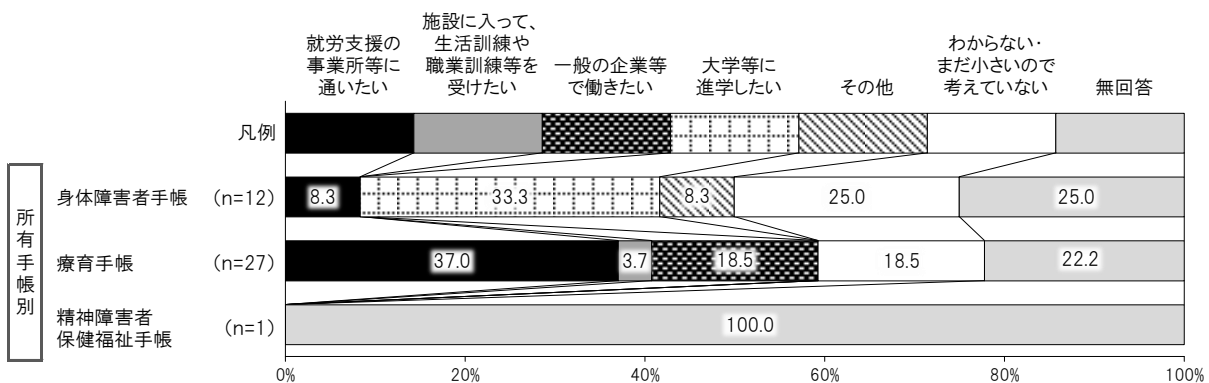
アンケート調査によると、現在仕事をしていない人の職業訓練の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」と答える人は身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者が2割、精神障害者保健福祉手帳所持者が3割強となっています。また、障がい児の学校を卒業した後の進路希望をみると、「就労支援の事業所等に通いたい」と答える療育手帳所持者が3割強もみられます。

今後とも、障がい者の就労意欲の向上につながる相談体制や、職業訓練の充実を図る必要があります。

図表Ⅳ－２－３ 職業訓練の受講意向（収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方）



図表Ⅳ－２－４ 学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路（保育園・幼稚園等や学校通学者）



【今後の方針】

○障がい者の自立訓練を促進するため、福祉作業所などへの支援・協力を実施するとともに、「福岡障害者職業センター北九州支所」で実施している就職が困難な障がい者のための職業カウンセリングや、「国立県営福岡障害者職業能力開発校」で職業訓練の一環として実施している文書作成や表計算の検定の資格取得など、職業的自立に向けた支援を関係機関と連携して進めるとともに、全ての障がい者の訓練環境の充実を関係機関に要請します。

2) 事業主の理解促進

【現状と課題】

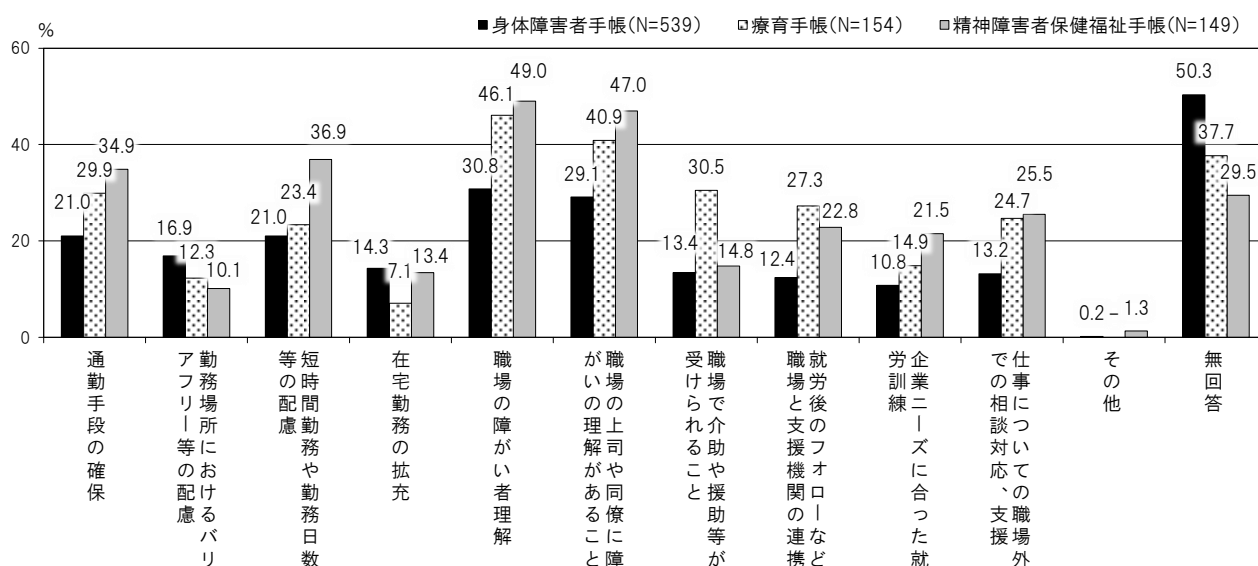
障がい者の一般企業への就業については、障がい者の就労意欲の高まりに加え、企業の障がい者雇用への理解促進などにより、改善の方向に向かっていることが予測されます。

こうした中、平成25年4月に法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられましたが、約半数の県内の企業は法定雇用率を達成していません。

アンケート調査によると、障がい者の就労支援として必要なことは、いずれの障がい者ともに「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」を答える人が多くなっています。

今後とも、就労を希望する障がい者が一人でも多く就職できるよう、企業に働きかけるとともに、国の税制上の優遇措置や各種制度の周知を図る必要があります。

図表Ⅳ－２－５ 障がい者の就労支援として必要だと思うこと



【今後の方針】

- 雇用分野における障がいを理由とする差別の解消及び障がい者が働くに当たっての支援を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について啓発を行い、障がいのある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。
- 働く障がい者、働くことを希望する障がい者を支援するため、障がい者の雇用機会拡大をめざし各種施策を推進し、企業や関係団体と連携を図ります。
- 事業者を対象に障がい者雇用促進のための、税制上の優遇措置や各種制度などについて周知を図り、市内企業の法定雇用率の向上に努めます。

基本指針 3 教育等の充実

(1) インクルーシブ教育システムの構築

1) インクルーシブ教育システムの構築

【現状と課題】

平成 26 年 1 月、国は障害者権利条約を批准しました。

この条約には、インクルーシブ教育システムの理念が定められており、国において、同システムの法令整備等が実施されています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、同システムの実現に向けて特別支援教育に係る施策を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 医療、保健、福祉等との連携の下、早期からの継続的な教育相談、就学相談に努めます。
- 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、提供されることが望ましいことを周知します。
- 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら障がいのある人と障がいのない人が同じ場で共に学ぶことを目指し、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。

（２）教育環境の整備

１）幼児教育の充実

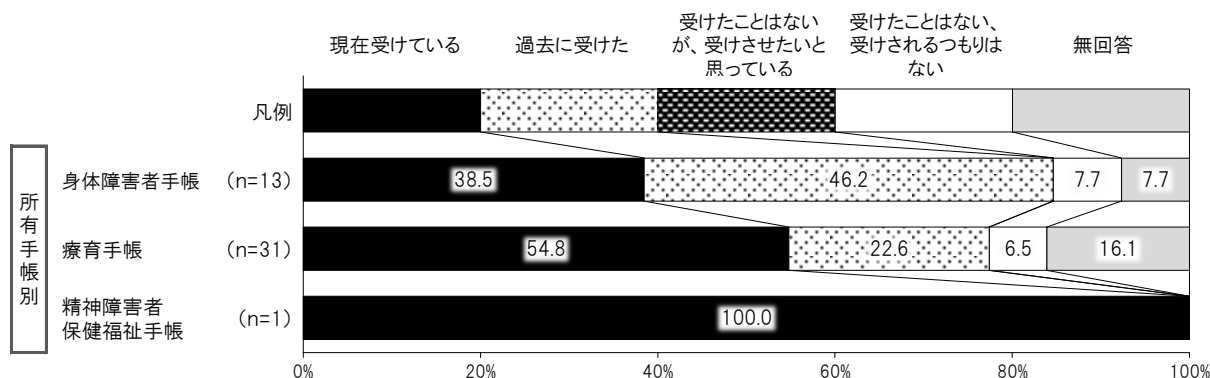
【現状と課題】

障がい児に対する療育事業については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることが、その後の成長にとって極めて重要です。

アンケート調査によると、障がい児の療育や教育を受けた経験は、いずれの障がい児ともに「現在受けている」又は「過去に受けた」と答える人が大半を占めています。

障がい児に対する療育事業は、障がいの早期発見、早期治療、早期療育とあいまって、障がい者団体や事業者をも含めた関連機関の連携を充実させ、支援システムとして障がい児及びその保護者にとって開かれた社会環境となるよう、地域の療育機能との連携を図ることが必要です。

図表Ⅳ－３－１ 療育や教育を受けた経験（18歳未満）



【今後の方針】

- 親子ひろばリンクなど各関係機関が連携し、教育相談の充実を図りながら、児童の状況にあわせた適切な障がい児保育の充実をめざします。現在、親子ひろばリンク利用者は、市内在住者に比べて市外在住者の方が多いため、市内在住者の利用促進に努めます。
- 療育を一層充実するために、施設などの改善に努め、幼児の保健医療・療育の総合的な指導体制の確立をめざします。
- その子に応じた望ましい発達を促すとともに、適正就学の促進に向け保育士、職員の研修活動を充実させます。

２）学校教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

現在本市は、すべての小・中学校において「特別支援学級」を設置しており、平成28年5月1日現在、小学校児童68人、中学校生徒24人が在籍しています。

就学後の療育については、自立や社会参加に向けて、障がい児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善したり克服したりしていくことが必要です。

図表Ⅳ－３－２ 特別支援学級児童・生徒数の推移

(人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学1年生	9	3	3	3	3	7	5	8	7	5
小学2年生	8	12	3	4	4	5	14	7	12	8
小学3年生	6	10	10	5	5	6	8	17	10	14
小学4年生	9	6	9	13	5	6	11	8	18	13
小学5年生	4	9	6	10	14	4	8	10	8	20
小学6年生	5	4	8	8	10	15	8	8	10	8
小学生計	41	44	39	43	41	43	54	58	65	68
中学1年生	2	7	4	6	6	7	10	9	6	7
中学2年生	2	3	7	5	5	7	6	9	10	5
中学3年生	7	2	4	9	4	5	7	6	7	12
中学生計	11	12	15	20	15	19	23	24	23	24

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

図表Ⅳ－３－３ 直方特別支援学校児童・生徒数

(単位:人)

	小学部	中学部	計
直方特別支援学校	15	8	23

資料:学校教育課(平成28年7月末現在)

【今後の方針】

- 地域の小学校、中学校、高等学校等の色々な障がいからくる困難さの指導、助言、援助を行う特別支援学校におけるセンター的機能を活用し、障がいのある一人ひとりの教育の充実に努めます。
- 児童生徒指導委員の相談体制について、保護者の希望に応えられる体制の整備に努めます。
- 市教育委員会が主体となって教職員の適正配置について、引き続き関係機関に要請します。
- 特別支援教育全体の資質向上を図るため、指導主事等が学校に直接出向き、指導助言を行っていくとともに、引き続き職員研修会の充実に努めます。
- 障がい者の日常生活に即した学校施設の改善や、障がい児用教室の創意工夫を図ります。特に、大規模改修等が必要と判断した際は、補助金の有効活用を前提に財政課と協議を設け対応します。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

3) 生涯学習の充実

【現状と課題】

本市では、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができる生涯学習を推進するため、「中間市生涯学習基本計画」を策定し、障がいのある人などに豊かで充実した生活が営むことができるよう、各種生涯学習活動に参加しやすい機会づくりや地域交流などに努めています。

平成 28 年度には「第 2 次中間市生涯学習基本計画」を策定したため、障がい者の社会参加の推進と学習意欲の向上をめざし、各種施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 障がい者の意見を参考に、学習内容の充実を図るとともに「中間市都市計画マスタープラン」に基づいて公共施設などの整備を進め、生涯学習の場に障がいの有無に関わらず一人でも多く参加できるように努めます。
- 地域で活動している関係団体の指導者に障がい者問題の学習会に積極的に参加してもらい、その学習成果を生かしボランティア活動支援の基盤づくりにつなげていきます。
- 文化講座などの活動について障がい者が参加しやすく楽しめる内容の充実を図ります。
- 地域において生涯学習推進の基盤を整備するため、社会教育施策・事業の充実に努めます。
- 生涯学習の目的のひとつは「生きがい」を見出すことにあります。生涯学習の成果を自分の中に留めることなく、学習の成果を発表できる場を設けるなどして学習意欲の向上をめざします。

(3) スポーツ・文化活動の推進

1) スポーツ・文化活動

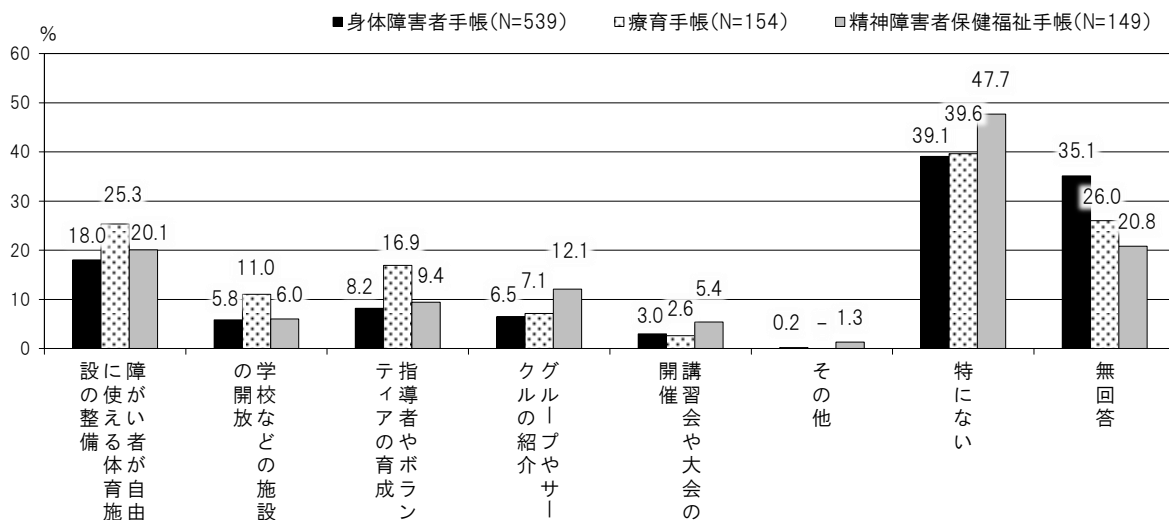
【現状と課題】

障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。

アンケート調査によると、スポーツを行う上で希望することは、いずれの障がい者ともに「障がい者が自由に使える体育施設の整備」を希望する人が最も多くみられます。

今後は、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。

図表Ⅳ－３－４ スポーツを行う上で希望すること



【今後の方針】

- 障がい者の文化活動を支援するため、点訳・音訳などのボランティア育成などを通して、文化事業の充実をめざします。特に、点訳・音訳等に係るボランティア育成講座等に係る講座及び講習会があれば、貸館として会場の提供を行っていきます。
- 各地区および団体が主催する文化祭などの情報提供に努め、多様な文化事業を通じて障がいのある人とない人の交流の拡充に努めます。
- 音訳ボランティア養成講座の開催に努めるとともに、市内で活動するボランティアグループへの講演や中間市立図書館での音訳に関する手続きの検討など聞き手の要望に応えられる音訳活動をめざします。
- 障がいがあってもスポーツを楽しむことを目的とした県主催の身体障害者体育大会（毎年開催）などのイベントを紹介し、障がい者スポーツに対する市民の理解と協力をもとに地域社会への定着をめざします。
- 障がい者のスポーツ、レクリエーションを実現するためにスポーツに係わるボランティア、スポーツ推進委員の育成をめざし、有効活用につながるよう努めます。また、スポーツ用具、施設の利用など障がい者が親しみやすいような環境づくりに努めます。

2) ボランティア活動

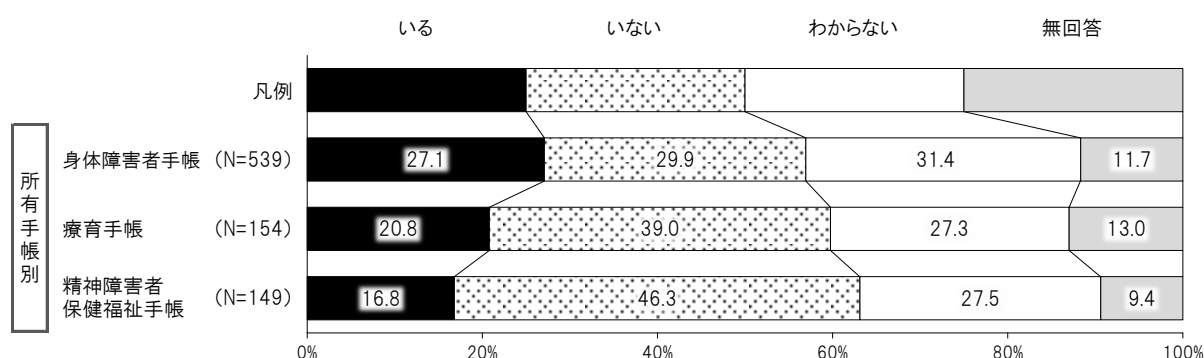
【現状と課題】

障がい者のニーズが個別化・多様化するなか、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要な役割を担っています。

アンケート調査によると、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人が「いる」と回答した障がい者は3割以下であり、いずれの障がい者ともに「いない」と答える人が上回っています。

このため、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアを始めとしてNPO法人などの市民活動を促進し、行政サービスと市民活動とが協働して、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

図表Ⅳ－３－５ 家族不在や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人の有無



【今後の方針】

- 障がいのある人たちが、レクリエーションを通じて生きがいのある生活が送られるようにレクリエーションリーダーの育成を支援します。
- 障がい者の社会参加を促進し、誰もが住みよい地域社会づくりのためにも、障がい者をサポートするボランティア団体と行政との協働を推進します。また、障がい者団体等の活動を支援するボランティアの育成を支援します。
- ボランティア講座の充実を図り、県などの協力を得て研修会を実施し、登録者数を増やし、後継者の育成に努めます。
- ボランティアセンターの交流会などを通じボランティアと障がい者の絆を深め、ボランティア活動の充実に努めます。また、障がい者ネットワークなどに参加し、障がい者のニーズを把握し、ボランティアとのマッチングに努めます。
- 現在の各団体で活動している会員は、中央公民館の「ボランティア養成講座」を受講した人であり、後継者の人材育成の基盤となる「ボランティア養成講座」の充実を図ります。また、県などの協力を得て、ボランティア育成支援の研修を行います。

基本指針４ 安心できる生活基盤の整備

（１）公共施設・機関の整備

１）移動・交通手段の整備

【現状と課題】

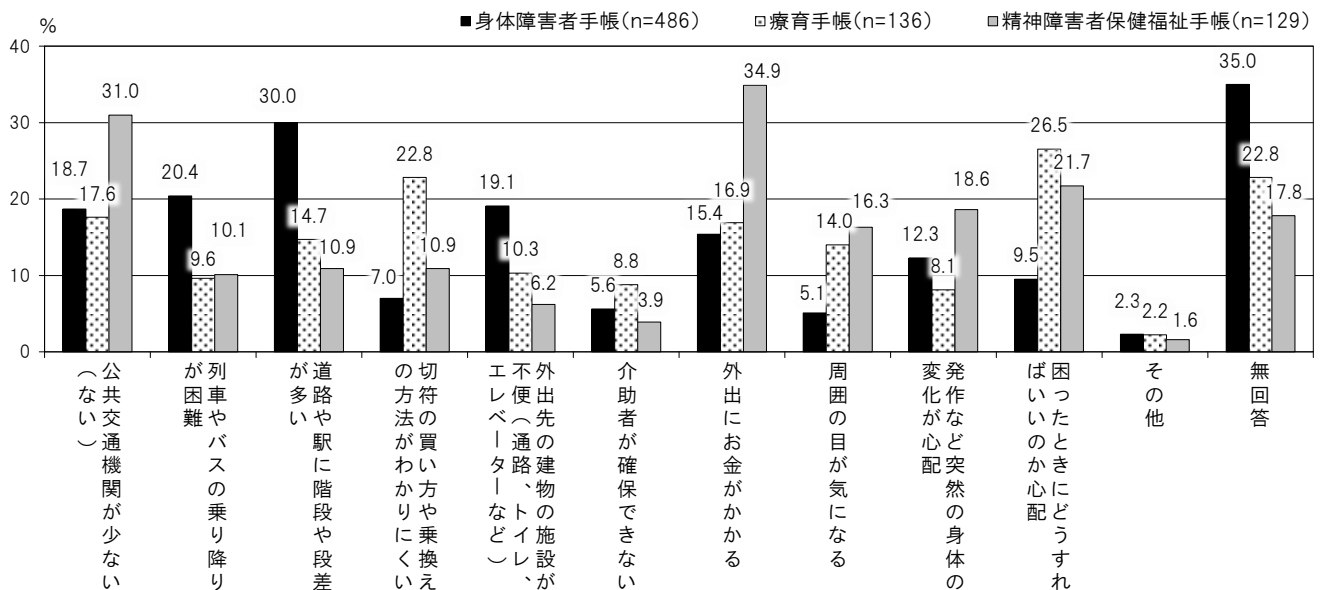
障がいのある人が、安全にかつ安心して生活ができる環境を整備することが極めて重要です。

しかし、身近な建物や道路には多くの障壁が残っており、障がい者の移動・交通手段には課題が多くみられます。

アンケート調査によると、外出時に困ることとして身体障害者手帳所持者は「道路や駅に階段や段差が多い」（30.0%）、療育手帳所持者は「困ったときにどうすればいいのか心配」（26.5%）、精神障害者保健福祉手帳所持者は「外出にお金がかかる」（34.9%）と答える人が最も多くなっています。

今後とも、財源確保に努めながら、関係機関にも協力を打診し、計画的な環境改善を進めていく必要があります。

図表Ⅳ－４－１ 外出時に困ること



【今後の方針】

- 駅等の旅客施設における段差解消、内方線付き点状ブロック、電光掲示板等の設備の導入等とあわせて人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。
- 障がい者の自立した日常生活を確保するため、歩行者用信号機の青時間の延長や低床バスの導入、音が出る信号機のLED化等を推進します。
- 点字ブロック、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示など情報案内システムの整備を推進します。
- リフト付福祉バスの運行、自動車を障がい者用に改造する際の改造費の助成、運転免許取得に対する助成などの移動対策の充実を図ります。

2) 公共施設等のバリアフリー化

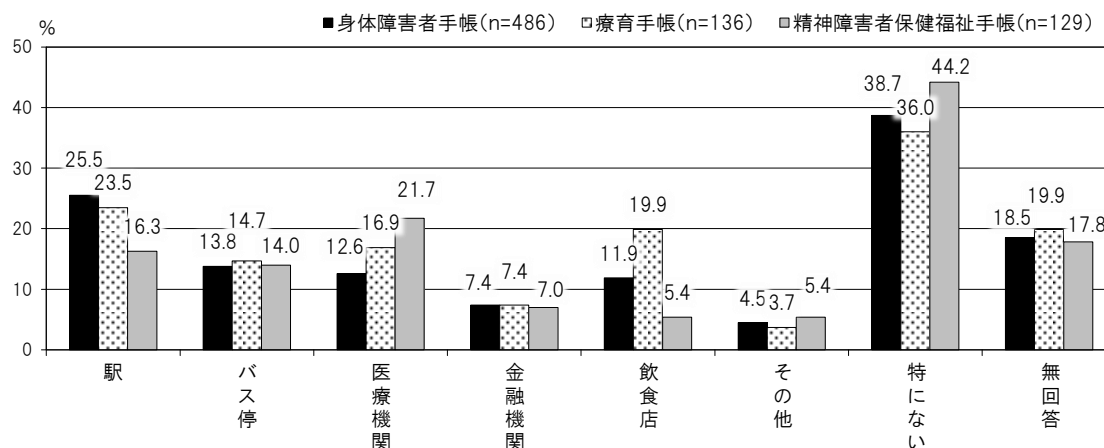
【現状と課題】

すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成18年6月に制定された「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」などを踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていく必要があります。

アンケート調査によると、外出先で不便や困難を感じる場所は、障がいの種類にかかわらず「駅」と答える人が総じて多いものの、精神障害者保健福祉手帳所持者は「医療機関」を第1位に上げています。

今後とも、「中間市都市計画マスタープラン」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を進める必要があります。

図表Ⅳ－4－2 外出先で不便や困難を感じる場所



【今後の方針】

○公共施設など障がい者が円滑に利用できるよう市民の理解と協力を要請しながら、障がい者用多機能トイレ（オストメイト対応含む）の設置やバリアフリー化を進め人にやさしいまちづくりをめざします。

○窓口業務を行う施設については、利用者により一層配慮したバリアフリー化を目指した整備を推進します。

（２）住宅環境の整備

１）住宅環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、不便を感じることなく日常生活を送れるよう、障がいの状況等に配慮した住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

本市では、介助を必要とする障がい者などが生活しやすいように住宅を改修するための助成事業として「住宅改修費助成事業」、「福岡住みよか事業」があります。

今後は、在宅での生活を支援するため、住宅のバリアフリー化や手すり・スロープ等の日常生活用具給付事業の周知及び内容の充実を図るとともに、共同生活を行うグループホームの整備が必要です。

【今後の方針】

- 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 障がい者への生活情報の提供、生活設計支援などをもとに生活の場の改善に努め、住環境の整備について引き続き国・県に要請します。

基本指針5 保健・医療の充実

（１）障がいの原因となる疾病の予防・治療

１）早期発見・早期治療

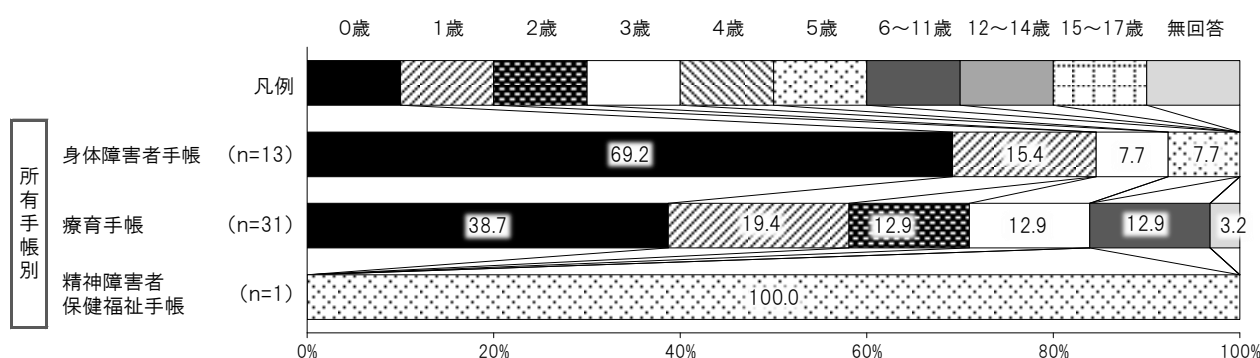
【現状と課題】

障がいの早期発見・早期治療及びその予防は、障がいのある人の保健・医療施策の要ともいわれています。

アンケート調査によると、発達の遅れに気が付いた年齢は、身体障害者手帳所持者が「０歳」（69.2%）、「１歳」（15.4%）の早い時期に集中していますが、療育手帳所持者では気が付いた年齢がやや分散しています。

今後、早期発見・早期対応を図るためには、各年齢段階における各種健診等で心身の状態に問題があった人を、医療・療育・相談など、その後の支援につなげる体制を整備することが必要です。加えて、少子化、核家族化に対応した育児サポートや医師、臨床心理士など専門職の安定的な確保などについて、関係機関を交えた検討も必要です。

図表Ⅳ－５－１ 発達の遅れに気づいた年齢（18歳未満）



【今後の方針】

- すべての妊婦や乳幼児が、適切な時期に健康診査を受診するよう促すことにより、健康で安全な出産や、健やかな発育・発達のための支援を行います。特に、健診未受診者には、養育支援が必要な者が多く、関係機関との連携を密にし、健診受診他、継続的な支援体制の確立に努めます。
- 若・高年妊産婦、未熟児など支援が必要な母・児については、関係機関との連携のもと、訪問指導などの支援・指導体制の充実を図ります。また、未熟児等のハイリスク者は治療管理中で健診受診を含め、地域での早期養育・療育支援に努めます。
- 発達面に気がかりな点がある人を把握した後は、関係機関と連携を図り、適切な療育・指導が受けられるよう支援を行うなど、障がいの早期支援・早期療育に努めます。特に、支援が受入れにくい人についての継続支援に努めます。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、発症予防と重症化予防については、「中間市健康増進計画」に基づき推進します。

2) 正しい知識の普及

【現状と課題】

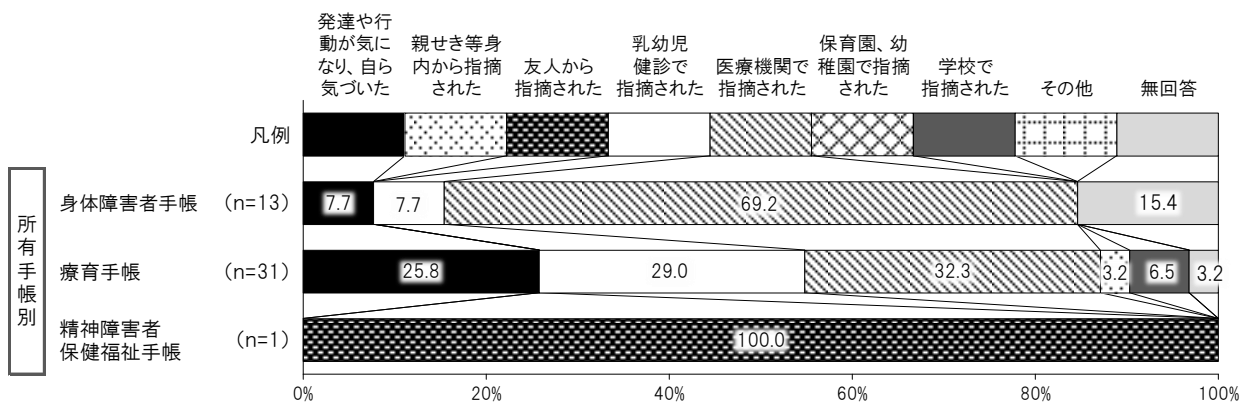
障がいとは、出産前後や乳幼児期に、各種健診、保育所・幼稚園や学校など日常生活の場における気づきによって分かる場合があります。

アンケート調査によると、発達の遅れに気がついたきっかけは、身体障害者・療育手帳所持者とも「医療機関で指摘された」と答える人が最も多くなっていますが、療育手帳所持者では「乳幼児健診で指摘された」が約3割を占めています。

本市では、発達障がいに関するパンフレットやチラシを配布することで、保護者などに対して正しい知識の提供を行っています。また、これらに関わる職員の意識を高めるため、保育所などで開催されている専門職による研修会に参加し、自己知識の向上に心掛けています。

今後も、障がいに対する正しい知識の普及に向け、地域社会への情報発信が求められます。

図表Ⅳ－５－２ 発達の遅れに気づいたきっかけ（18歳未満）



【今後の方針】

- 出産前から乳幼児期に発生する障がいを予防するため、思春期の子どもやその保護者、妊産婦とその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する健康教室の開催などによる知識の普及や保健指導を行います。
- 子育て支援センター、療育支援施設等との連携を密にするとともに、広汎性発達障がい・難病・高次脳機能障がいなどの研修会に参加し、障がい等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 難治性疾患や外傷また、それによる障がいの原因については、医療機関等との連携を図り、その予防法や治療に関する知識を普及し、差別・偏見や不安の解消に努めます。

（２）障がいに対する適切な保健・医療サービス

１）各種サービスの充実

【現状と課題】

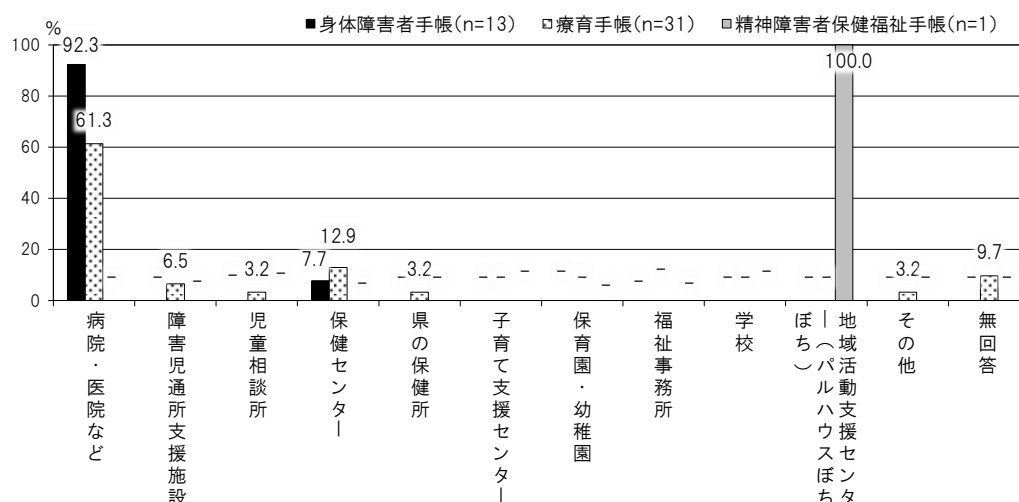
障がい者に対する保健・医療サービスには、自立支援医療などをはじめとする、障がいの原因となっている疾病そのものの治療・軽減を図るためのものなどがあります。

アンケート調査によると、発達の遅れについて最初に相談、診察を求めた先は、身体障害者・療育手帳所持者とも「病院・医院など」と答える人が中心ですが、相談・診察・検査を求めた先は「病院・医院など」に加え、様々な機関が挙げられています。

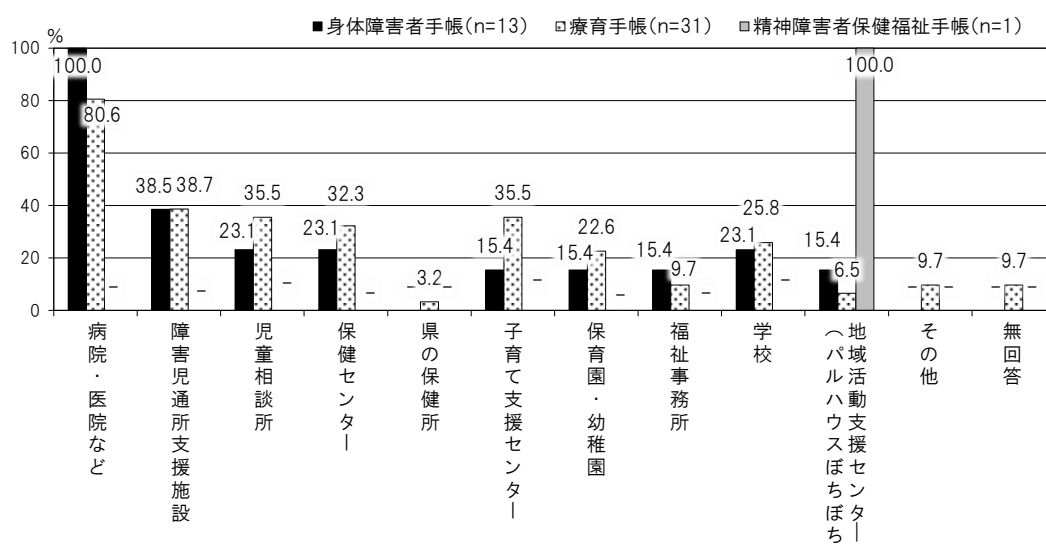
適切な保健・医療サービスを提供するためには、「いつでも」、「どこでも」安心してサービスが受けられる体制の整備が不可欠です。

今後も、保健・医療や福祉などの機関による連携のとれた一体的サービスが提供できる体制をつくる必要があります。

図表Ⅳ－５－３ 発達の遅れについて相談、診察を求めた先（最初に行ったところ）（18歳未満）



図表Ⅳ－５－４ 発達の遅れについて相談、診察を求めた先（相談・診察・検査したところ）（18歳未満）



【今後の方針】

- 自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障害者医療などの公費負担制度の普及と円滑かつ適切な実施に努めます。
- 保健・福祉・介護・医療サービスのそれぞれの内容は一人ひとり異なるため、地域の組織も含めた関係機関との更なる連携を図り、総合的な相談体制を充実させ、効果的なサービス提供に努めます。

２）機能回復訓練事業の充実

【現状と課題】

自立支援医療等の活用による機能回復はもちろんのこと、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備は重要です。

そのため、障がいの程度に応じた専門的な相談や治療が必要な場合に備え、医療機関との協力支援体制を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 障がい者の生活などの質の向上をめざし、「ハピネスなかま」のケアプール、アクアトレーナーなどを利用した機能回復訓練を推進します。
- 機能回復訓練の充実のために、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の確保に努めるとともに、医療機関との協力体制を推進します。
- 視覚障がい者のための「生活訓練事業」（歩行訓練、点字指導など）の周知を図り、自立と社会参加の促進を図ります。

（３）精神保健施策の充実

１）精神保健施策の充実

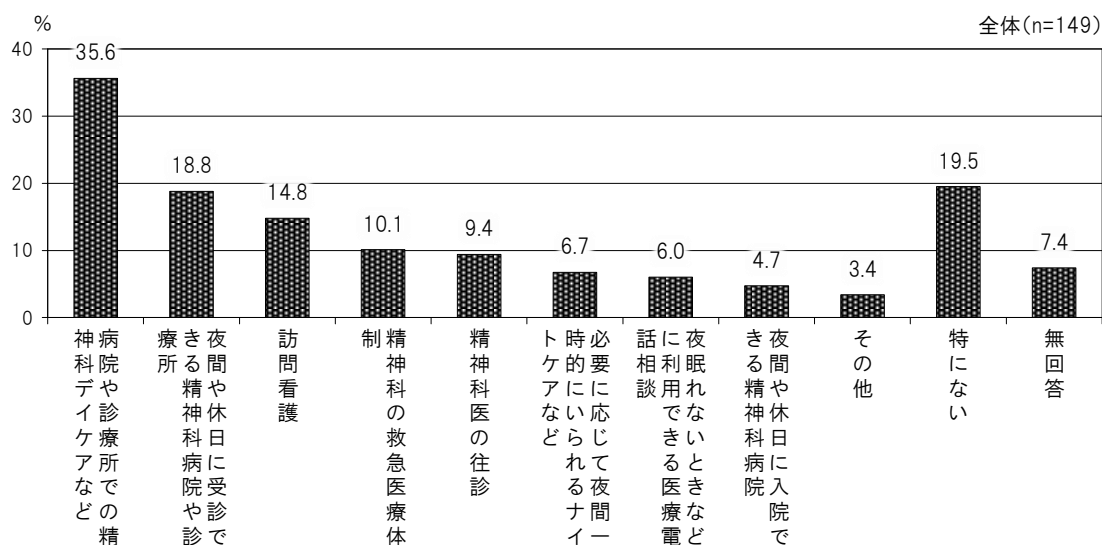
【現状と課題】

近年、社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、うつ病など心の病気を患う人が年々増加しており、こころの健康の重要性が高まっています。

アンケート調査によると、精神障がい者の今後必要な医療面での支援策は、「病院や診療所での精神科デイケアなど」(35.6%)、「夜間や休日に受診できる精神科病院や診療所」(18.8%)と答える人が多くみられます。

現在、精神保健対策が入院医療中心から地域生活中心へと変化するなか、今後は、精神障がい者の社会復帰、社会参加を促進するための施策の充実に努める必要があります。

図表Ⅳ－５－５ 今後、必要な「医療」面での支援（精神障がい者）



【今後の方針】

- 講演会や広報等を通じて、精神障がいに関する正しい知識の普及を図ります。
- ひきこもりや思春期の心の問題など、近年多様化する心の健康問題に対応した精神障がい者施策を実施します。
- 相談支援体制の整備やボランティアの育成など、精神障がい者の地域移行、社会復帰又は社会参加を支援するための取組みを実施します。

基本指針 6 生活支援のための環境づくり

（１）相談支援体制の構築

１）相談場所の確保

【現状と課題】

障がい者が、自ら選択した場所で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を送るためには、「障害者相談員」や「障害者相談支援事業所」の活動など地域における相談支援体制の充実が欠かせません。

地域生活支援事業として運営する「障害者相談支援事業所」は、障がい者やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供、権利擁護のための必要な援助等や、障害福祉サービスの利用支援も行っています。

今後も、「障害者相談支援事業所」である障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちにおける相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- 地域の相談窓口となる身体障害者相談員や知的障害者相談員の利用を呼びかけ、障害者相談員の活動内容を民生委員や自治会等にも紹介しながら、市民への周知を図ります。
- 障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちや宗像・遠賀保健福祉環境事務所等の専門機関と連携を図り、効果的な事業展開を検討します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

2) 人材の育成

【現状と課題】

障がい者の重度・重複化、障がい者の高齢化等が進展する中、障がい者に対するきめ細かな対応を図るための人材育成は不可欠です。

現在、本市及び関係機関には保健師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士などの専門職を配置しています。同様に、精神障がいと深く関わる「こころの健康づくり」の研修会を市役所、各地区公民館、各地区の民生委員・児童委員や医療専門職などを対象に行っています。

今後も、多様化する障がい者のニーズに対応するために、専門職の育成と適正配置を進める必要があります。

図表Ⅳ－6－1 専門職の配置

(単位:人)

	市立病院	保健センター	パルハウス ぼちぼち	社会福祉 協議会	地域包括支 援センター	福祉支援課	さくら保育園	親子ひろば リンク
保健師	0	9	0	0	1	0	0	0
作業療法士	4	0	0	0	0	0	0	1
理学療法士	4	0	0	2	0	0	0	0
栄養士	0	0	0	2	0	0	0	0
管理栄養士	2	1	0	1	0	0	0	0
助産師	0	1	0	0	0	0	0	0
精神保健福祉士	0	0	2	2	2	1	0	0
社会福祉士	2	0	4	6	3	0	0	1
介護福祉士	0	0	0	3	0	0	0	0
運動指導士	0	0	0	4	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0	0	1
臨床心理士	0	0	0	0	0	0	0	2

注) 一人で複数の資格を有している場合があるため、実際の人数と異なることがある。

資料:福祉支援課(平成28年7月末現在)

【今後の方針】

- 本市における各種専門職の育成と人材確保を通じて、地域保健対策の推進を図ります。
- 身体障害者相談員や知的障害者相談員を対象とした相談員研修会への参加を促し、資質の向上を図ります。

（２）多様なサービスの提供

１）訪問・通所系サービスの充実

【現状と課題】

施設入所者等の地域生活への移行を促進するためには、在宅サービスや日中活動、日常生活の支援の充実を図るとともに、地域の中に障がい者の住まいの場（グループホーム等）を確保し、あわせて、障がい者の外出を支援し、社会参加を促すための取組みを推進する必要があります。

今後も、利用者とその家族への周知徹底を図りながら、障がい者の環境に応じた自立支援となるサービスの提供が必要です。

【今後の方針】

- 介護給付、訓練等給付、自立支援医療や相談支援などのサービスの提供にあたっては、相談支援専門員等との連携を強化し、利用者に合ったサービス内容を提供できるように努めます。
- 障がい者のニーズ等に応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護等）や日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援等）の支援を充実します。
- 居住系サービス（グループホーム）の充実を図り、入所者の地域移行を推進します。

２）福祉用具の普及と利用促進

【現状と課題】

障がい者の日常生活における利便性を高め、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の利用促進を図ってきました。具体的には、障害者総合支援法に基づき、車いす、補聴器などの補装具費の支給や特殊寝台、ストーマ装具などの日常生活用具の給付を行っています。

今後も、障がい者のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具の利用に関わる相談や指導が必要です。

【今後の方針】

- 福祉用具の利用は、障がい者の自立、社会参加の可能性を高めるとともに、介護者の介護の労力の軽減にもつながります。このため、補装具費の支給や日常生活用具の給付を行い、障がい者の日常生活の利便性を図ります。また、重度障がい者による福祉用具の活用事例を紹介し、利用促進をめざすとともに、給付条件などの緩和を引き続き国と県に要望します。同様に、福岡県障害者更生相談所等と連携を図り、利用者に合った適切な福祉用具等が確保できるよう努めます。

3) その他サービスの充実

【現状と課題】

平成 24 年 6 月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成 25 年 4 月施行）により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

今後も、就労支援施設との連携を図り、物品及び役務の調達を推進します。

【今後の方針】

○障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設における物品及び役務の利用について、積極的に調達の推進を図ります。

(3) 経済的負担の軽減

1) 経済的負担の軽減

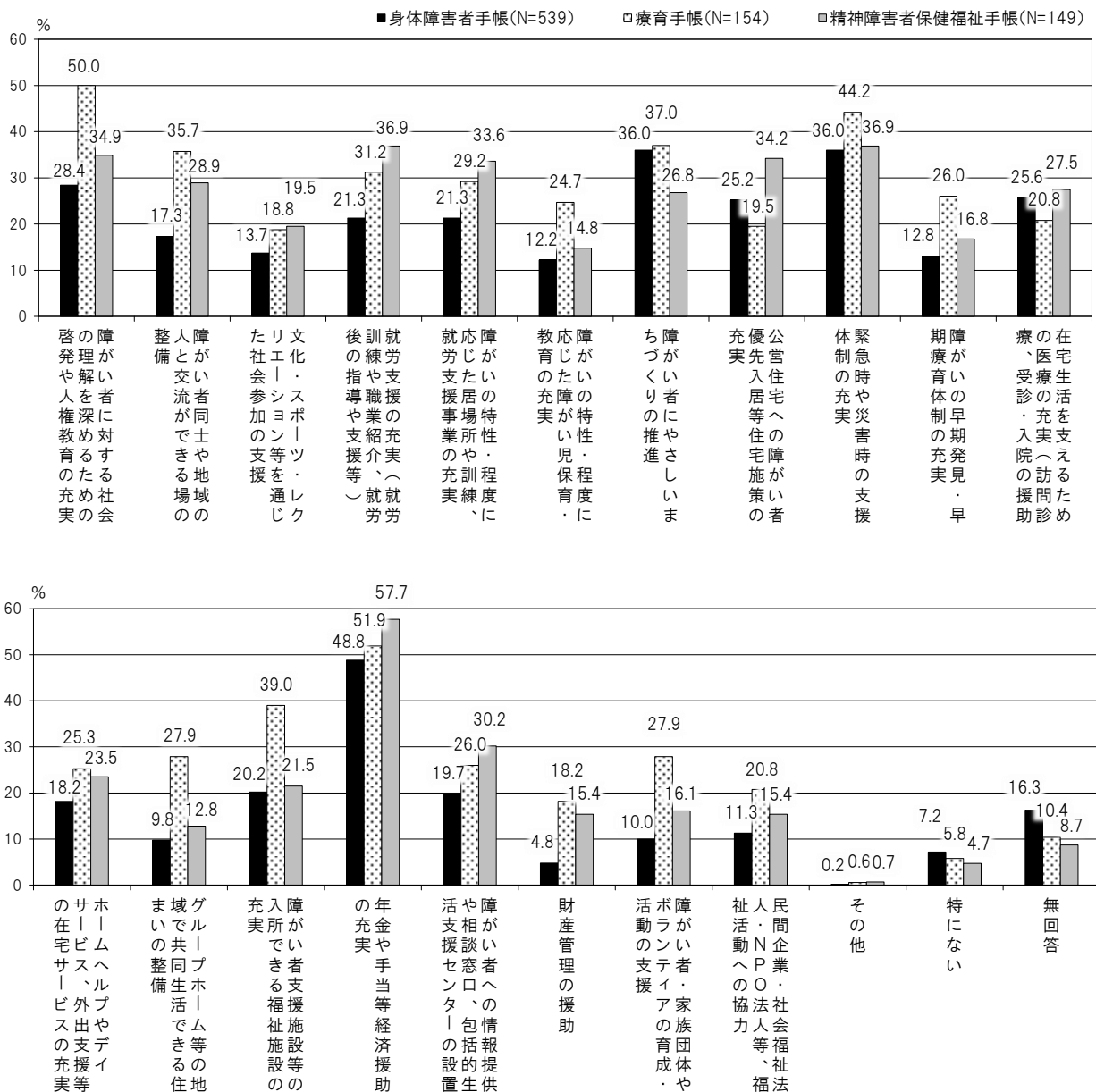
【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、いずれの手帳所持者とも「年金や手当等経済援助の充実」を望む割合は最も高くなっています。

今後も、公的年金や各種手当など、障がい者に対する所得保障制度については、その内容の周知を図る必要があります。

図表Ⅳ－6－2 障がい者（児）福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- 年金の制度や手続きについての理解を促すため、広報紙等による周知を図ります。
- 障がい者などの自立生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度など融資制度の周知を図り、
重度障がい者の医療について、引き続き関係機関に対して医療費助成制度を充実するよう要請
します。
- 障がい者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の周知に努め、加入を促進します。

（４）コミュニケーション支援

１）情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

情報アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、情報の利用のしやすさのことを指します。

今後は、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供を充実することが必要です。

【今後の方針】

- 市のホームページを活用し、障害福祉サービスや事業内容等について、障がいの特性に関わらず情報提供の充実を図ります。
- ボランティア団体等による市広報紙の音訳や点訳を行うことにより、情報のバリアフリー化を推進します。

基本指針 7 安全・安心対策

(1) 防災・防犯対策の推進

1) 防災対策の推進

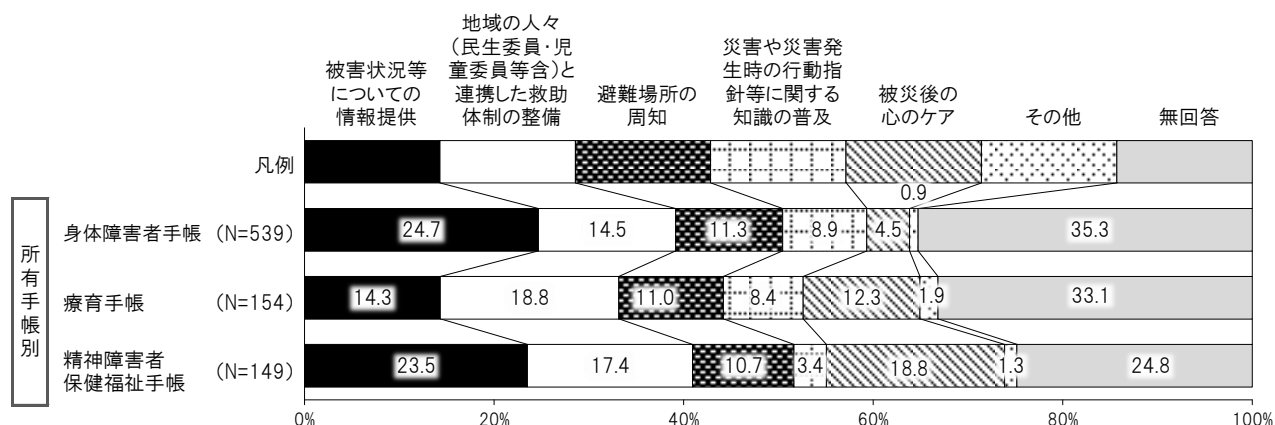
【現状と課題】

障がい者が地域社会において安心して生活するためには、障がいの特性に配慮した支援策を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

アンケート調査によると、災害発生時に行政に力を入れてほしいことは、身体障害者・精神障害者手帳所持者は「被害状況等についての情報提供」、療育手帳所持者は「地域の人々と連携した救助体制の整備」を望む割合が最も高いものの、いずれも様々な要望に分散しています。

今後は、障がい者等に対する防災意識の普及を図るとともに、防災機器の準備、防災マニュアルの作成等を進める必要があります。

図表Ⅳ－7－1 災害発生時に（発生時に備えて）行政に力を入れてほしいこと



【今後の方針】

- 地域住民、ボランティア組織などと連携を図りながら、総合防災システムの充実とともに、防災に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防災に関する講演会の開催や、防災マニュアルを配布し、防災意識の向上をめざします。
- 食料、生活必需品、防災資機材などの備蓄・管理体制の充実に努めます。特に、防災無線の増設及び個別受信機の設置や、聴覚障がい者など対し FAX 送信サービスの検討をします。
- 緊急時に即応できるよう、行政、関係機関・団体が協力し災害発生を想定した中間市総合避難訓練の実施を推進します。
- 全自治会で避難行動要支援者事業を行い、個別計画の作成をします。また、中間市要援護者支援プラン全体計画についても見直しを行います。
- 避難所等に関する情報を見直し、ハザードマップやホームページ等を活用して、周知を図ります。

2) 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がい者が地域社会において安心して生活するためには、防犯体制が適切に講じられていることが重要です。また、犯罪等が多様化する中であって、社会的弱者である障がい者が犯罪の対象となることも十分考える必要があります。

そのため、障がい者が犯罪に巻き込まれることがないような施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 地域住民、ボランティア組織などと連携を図りながら、防犯に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防犯に関する講演会の開催や、パンフレットの配布などを行い、防犯意識の向上をめざします。
- 防犯活動の活性化、防犯環境の整備に努め、犯罪が起こらない街づくりを推進します。

基本指針8 行政サービス等における配慮

（１）行政職員における障がい者理解の促進

１）行政職員における障がい者理解の促進

【現状と課題】

障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定しています。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対し、個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。

そのため、障がい者の権利利益を侵害することがないように、合理的な配慮を実施することが必要です。

【今後の方針】

- 職員研修においては、障がい及び障がい者への理解促進を図るため、障がい者に関する研修を実施します。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(2) 選挙等における配慮

1) 選挙等における配慮

【現状と課題】

平成 23 年の障害者基本法の改正により、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しています。

そのため、引き続きこのような施策を講じることが必要です。

【今後の方針】

- 期日前投票所については、必要に応じて移動に困難な障がい者等が投票しやすい環境を整えます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 投票所については、スロープ設置による段差解消など、障がい者等に配慮した投票所のバリアフリー化に努めます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 選挙情報等に関しては障がい特性に応じた提供方法を検討します。

第Ⅴ章 計画の推進体制

第Ⅴ章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画を、市民、関係団体などに速やかに公表します。また、基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、障害福祉計画に基づく計画目標値の検証結果についても必要に応じて周知を図ります。

2. 連携の確保

効果的かつ総合的な施策の推進を図るため、福祉支援課を中心に関係機関との施策の連携を強化します。さらに、地域が一体となった推進体制を確立するために、障がい者関係団体、NPO、ボランティア団体、企業等との連携を推進します。

3. 計画の評価・管理

本計画の進捗状況を関係部局と継続的に点検するとともに、障がい者のニーズや社会状況の変化を見極めながら必要に応じて計画を見直します。

4. 調査研究・情報提供

3年を1期とした障害福祉計画の見直しと連動して、障がい者施策先進地等の事例を収集し、市民、関係機関等に提供します。

資料編

資料編

○中間市障害者基本計画策定委員会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条の規定に基づき、中間市障害者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会の任務は、法第11条第3項の規定に基づく中間市障害者基本計画の策定その他法第36条第4項各号に掲げる事務とする。

（組織）

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1）福祉団体等の代表者
- （2）保健医療関係の代表者
- （3）公共的団体等の代表者
- （4）学識経験者
- （5）公募により選出された市民
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

（報酬）

第8条 委員の報酬の支給については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）の規定によるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。
第1条に次の1号を加える。
(56) 中間市障害者基本計画策定委員会の委員
別表第2に次のように加える。

中間市障害者基本計画策定委員会の委員		4,200円
--------------------	--	--------

○中間市第3次障害者基本計画策定委員名簿

	氏名	所属
委員長	鬼崎 信好	久留米大学
副委員長	久内 勝	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会
委員	青木 勝弘	中間市身体障害者福祉協会
委員	井上 浩	中間市手をつなぐ育成会
委員	中原 清美	中間市民生委員児童委員協議会
委員	緒方 登	おがた脳神経クリニック
委員	野口 豊	福岡県腎臓病患者連絡協議会 北九州ブロック
委員	進 好司	中間市視覚障害者の会「つばさの会」
委員	岡田 敬子	中遠ろうあ協会
委員	江島 美穂	中間市療育支援センター 親子ひろばリンク
委員	實崎 信介	中間市障害者地域活動支援センター パルハウスぼちぼち
委員	八田 信人	福岡県立直方特別支援学校
委員	三好 良一	八幡公共職業安定所
委員	森 茂樹	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
委員	新川 馨	市民公募
委員	片平 慎一	中間市教育委員会学校教育課
委員	丸山 千恵	中間市健康増進課

○中間市第3次障害者基本計画策定委員会開催経過

回数	開催日	委員会内容
第1回	平成28年 8月4日	・委嘱状の交付 ・正副委員長の選出 ・諮問書の提出 ・障害者基本計画策定の背景と趣旨説明
第2回	平成28年 10月27日	・中間市の障がい者の現状（実態）分析結果について ・中間市障がい者福祉に関するアンケート調査結果について ・中間市第3次障害者基本計画の体系案について
第3回	平成28年 11月24日	・中間市第3次障害者基本計画（素案）総論部分の検討について
第4回	平成28年 12月22日	・中間市第3次障害者基本計画（素案）各論部分（基本指針1～4）の検討について
第5回	平成29年 1月26日	・中間市第3次障害者基本計画（素案）各論部分（基本指針5～8）の検討について ・計画の推進体制について
第6回	平成29年 2月16日	・ヒヤリング調査及びアンケート調査（自由回答欄）の報告について ・中間市第3次障害者基本計画（素案）の確認について
第7回	平成29年 3月24日	・市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果について ・中間市第3次障害者基本計画（答申案）について

28中保福第1013号
平成28年8月4日

中間市障害者基本計画策定委員会委員長 様

中間市長 松 下 俊 男

中間市第3次障害者基本計画策定について（諮問）

中間市障害者基本計画策定委員会条例第2条の規定により、中間市第3次障害者基本計画策定の原案策定について諮問いたします。

平成29年3月 日

中間市長職務代理者
中間市副市長 後藤 哲治 様

中間市第3次障害者基本計画
策定委員会委員長 鬼崎 信好

中間市第3次障害者基本計画の策定について（答申）

平成28年8月4日、当委員会に対し意見を求められた「中間市第3次障害者基本計画」について、平成29年3月24日まで7回にわたり、本委員会において審議を重ねてまいりました。

その結果、中間市第3次障害者基本計画の基本的な考え方などについて、本委員会として、添付する計画書案を持って答申といたします。

○用語の解説

＜あ＞

・意思疎通

相手に考えていることを伝え、相互理解、認識の共有などをはかること。コミュニケーションとも言う。

・インクルーシブ教育

障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み」とされている。

・音声コード

視覚障がいのある人は、必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得る。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報(音声コード)に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法がある。音声コードは紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードである。

＜か＞

・管理栄養士

「栄養士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のこと。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方、一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う、栄養士の上位にあたる資格である。

・基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割(人材育成、広域的な調整、協議会の運営など)を基本としつつ、地域の実情に応じて実施する。

・居住系サービス

障がい者が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービス。共同生活援助、施設入所支援などがある。

・言語聴覚士

「言語聴覚士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のこと。音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う。

- ・高次脳機能障がい

認知機能(高次脳機能)とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情(情動)を含めた精神(心理)機能を総称する。病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、認知機能に障がい起きた状態を、高次脳機能障がいという。

- ・広汎性発達障がい

社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障がいの総称。自閉症、高機能自閉症・アスペルガー症候群の他にレット障がい(女兒のみに起こる進行性の神経疾患)、小児期崩壊性障がい(精神発達の退行・言葉がなくなる「有意味語消失」が特徴的)などがある。

- ・国立県営福岡障害者職業能力開発校

国立・県営の障がい者職業能力開発施設。身体障がい者及び精神障がい者を対象とした訓練を実施し、職業に必要な能力を開発することを目的としている。

＜さ＞

- ・作業療法士

様々な作業プログラムによって、身体または精神に障がいのある人に対して機能回復・維持・開発を促すリハビリテーションの専門家。

- ・社会的障壁

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

- ・重度障害者医療

重度障がい者(児)に対して医療費の一部を補助し、障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度。

- ・就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談や支援を行う事業。日中活動系サービスの一つ。

- ・就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。日中活動系サービスの一つ。

- ・障害児通所支援

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがある。

- 障害者基本法

1993年に従来の「心身障害者対策基本法」が改正・改称されて成立した法律。障がい者の定義に、旧法にはなかった精神障がい者が加えられた。障がい者のための施策に関して基本的理念を定め、国・地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立と社会参加のための施策を総合的・計画的に推進することなどを目的としている。

- 障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成23年に成立し、平成24年10月1日から施行された法律。障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

- 障害者権利条約

障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年に国際連合において採択され、平成20年から発効している。日本においては、平成26年1月20日にこの条約を批准し、同年2月19日から発効している。

- 障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がい者の職業生活における自立の促進のための措置を講じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。

- 障害者差別解消支援地域協議会

障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域において障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、障害者差別解消法において、国や地方公共団体が組織することができるとされている。

- 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

- 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

- 障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。

- 障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法が改正・改称されて成立した法律。日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とした法律。

- 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。平成 25 年4月1日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。

- 情報通信技術（ICT）

コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般のこと。ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、情報・通信に関する技術の総称。

- 触知案内板

視覚障がい者が触覚により空間認識を行うための案内板のこと。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様をつけ、点字により注記している。

- 自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められた。

「精神障害者通院医療費公費負担」は、精神障がいのある人の適切な医療を普及するため、指定の病院、診療所等で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の9割を社会保険及び公費で負担する制度。

- 心身障害者扶養共済制度

将来独立して生計を維持することが困難な障がい者の保護者が、別途定める掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいとなった場合、残された障がい者に対し終身年金を支給するもの。

- 身体障害者相談員

身体障がい者の福祉の推進を図るために、身体障がい者の相談に応じ、身体障がい者の更生のために必要な援助を行う人。

- 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能)等に分けられる。

- ・生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

- ・精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。2年ごとに精神障がいの状態について都道府県等の認定を受けなければならない。

- ・精神保健福祉士

「精神保健福祉法」に規定される国家資格。精神障がい者の保健および福祉に関する専門知識と技術をもって、精神病院その他の医療施設で治療を受けている人、または精神障がい者の社会復帰施設を利用している人の相談に応じ、助言、援助、日常生活支援などを行う。

- ・成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度。

＜た＞

- ・地域活動支援センター

障害者自立支援法(現障害者総合支援法)に基づき「地域生活支援事業」の一つとして平成18年10月から制度化された機関。通所の障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う。

事業形態は3種類あり、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するⅠ型、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するⅡ型、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること要件とするⅢ型がある。

- ・知的障害者相談員

知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者本人やその保護者の相談に応じ、知的障がい者の更生のために必要な援助を行う人。

- ・通級

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等のある児童生徒を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導(言語訓練・聴能訓練等)を通級指導教室といった特別の場で受ける教育の形態。

- ・特定疾患医療

指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う指定難病にかかる医療。なお、特定疾患医療を受けるためには、県の支給認定を受ける必要がある。

- ・特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいがある者に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。

- ・特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由又は病弱者(身体虚弱を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

<な>

- ・内方線付き点状ブロック

駅のホーム等に設置するブロックで、点状の突起に加え、ホーム内側部分に線状の突起を設け、ホームの端がどちら側にあるかを分かるようにしたもの。

- ・中間市要援護者支援プラン

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもの。

- ・難病

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と障害者総合支援法に規定されている。上記の難病のある人は、障害福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用対象となる。(障害児通所支援及び障害児入所支援は障がい児のみ利用対象)

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療について、医療費助成の法定化や調査研究の推進等を定めた法律。平成 26 年(2014)成立。平成 27 年(2015)施行。

- ・日中活動系サービス

障害者総合支援法に基づき、障がい者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を指す。

- ・ノーマライゼーション

高齢者や障がい者等と健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」を実現するために必要な環境を整備するという考え方。

<は>

- ・発達障害者支援法

発達障がい者の早期発見と、発達支援の促進のため、2004 年 12 月制定、2005 年4月施行された法律。

- ・バリアフリー

障がい者や高齢者の行動を妨げているバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすること。「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」も含まれる。

- ・バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。2006 年施行。高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指す法律。駅・空港・バスといった公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法と、大規模ビルやホテル、飲食店などを対象としたハートビル法を統合して改正・拡充した法律。

- ・避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。

- ・福岡県障害者更生相談所

身体及び知的障がいのある方の相談、医学的・心理的及び職能的判定、手帳の交付を行う機関。

- ・福岡障害者職業センター

障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス。事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施する機関。

- ・法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、一定の割合以上、障がい者を雇用しなければならないと定められた雇用率。一般の民間企業は 2.0%、国や地方公共団体は 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%とされている。

- ・訪問系サービス

障害者総合支援法に基づき、自宅に介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の世話をするサービス。

＜ま＞

- ・民生委員・児童委員

「民生委員法」（1948 年制定）にもとづき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。市町村・特別区内の担当地域の指定を受け、社会福祉行政全般にわたる協力機関として住民の立場に立って相談・援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされている。また、全ての民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねている。

＜や＞

- ・ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。バリアフリーの進化形でもある。

<ら>

- 理学療法士

医師の指導のもとに、疾病や障がいなどに起因する機能障がいや形態障がいのある人に対して、筋力や関節可動域、協調性といった身体機能について、運動療法や温水、水、光線、電気といった物理療法を用いて機能の回復を図るリハビリテーションを行う医療専門職。

- 療育手帳

児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

- 臨床心理士

臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を取り扱う「心の専門家」。1990 年8月1日付で文部省(現文部科学省)より認可された「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」の審査により認定される有資格者。

中間市第3次障害者基本計画

発行者：中間市保健福祉部福祉支援課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL : 093-244-1111(代)

FAX : 093-244-0579

URL : <http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

E-mail : webmaster@city.nakama.fukuoka.jp

発行年月：平成29年3月